

1. 議事日程（第7日目）

（平成16年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成17年12月 9日
午前10時開議
於安芸高田市議場

開 会
議 題

- （1）認定第2号 平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- （2）認定第3号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- （3）認定第4号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- （4）認定第5号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- （5）認定第6号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- （6）認定第7号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- （7）認定第8号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- （8）認定第9号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- （9）認定第10号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- （10）認定第11号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- （11）認定第12号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について

閉 会

2.出席委員は次のとおりである。(19名)

委員	渡 辺 義 則	委員	川 角 一 郎
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	加 藤 英 伸	委員	小 野 剛 世
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ムキミ	委員	熊 高 昌 三
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之		

3.欠席委員は次のとおりである。(1名)

委員 玉 川 祐 光

4.安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(20名)

市 長	児 玉 更太郎	助 長	役 増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	八千代支所長	平 下 和 夫
美土里支所長	立 川 堯 彦	高宮支所長	猪 掛 智 則
甲田支所長	武 添 吉 丸	向原支所長	益 田 博 志
総 務 部 長	新 川 文 雄	建 設 部 長	金 岡 英 雄
建 設 課 長	沖 野 文 雄	下 水 道 課 長	新 川 昭 夫
水 道 課 長	岸 野 秀 信	管 理 課 主 幹	佐 々 木 泰 司
管理課調整担当係長	山 根 厚 志	建 設 課 主 幹	箱 田 伸 洋
建 設 課 主 幹	松 川 孝 司	建 設 課 主 幹	益 田 茂 樹
下 水 道 課 主 幹	箕 越 秀 美	水 道 課 主 幹	山 本 孝 治

5. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

事務局 長 増 本 義 宣 事務局 次 長 光 下 正 則

書 記 倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~

午前10時00分開会

○渡辺委員長 おはようございます。決算審査特別委員会第7日目を開会いたします。

ただいまの出席委員は19名でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおり、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定について、及び認定第6号から認定第12号までの7件の特別会計決算の認定についての審査でございます。

一般会計の決算については、建設部所管の部分について審査いたします。

それでは、まず認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、建設部所管の部分の審査を議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

○金岡建設部長 委員長。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 失礼いたします。それでは、今委員長の方からお話ございましたように、これから建設部に係ります平成16年度一般会計及び7特別会計の決算についてご説明をさせていただきます。

その中で一般会計でございますが、建設部の中、4課それぞれ関係しておりますので、私の方からは課ごとに概要の説明をさせていただきます。

まず、管理課における事業の概要の主なものを申し上げますと、市道・普通河川等の管理や許認可事務、また都市計画・建築関係事務などが主なものでございます。

続きまして、予算的に一番大きいのは住宅関係でございますが、公営住宅33団地、特定公共賃貸住宅4団地、若者定住住宅4団地、若者向けマンション1団地の計275戸の住宅の管理をしているところでございます。これらの維持管理について計上をさせていただいております。

住宅建設としましては、16年度に甲田町堂之口2DK4戸に着手し、一部を17年度に繰り越しを行いましたが、現在では既に工事は完了をしているところでございます。

今後の課題としましては、老朽住宅が大変多い中、これらの質の向上と、また定住を促すための若者定住対策等との関連を住宅にどう生かしていくかというのが大きな課題であるというふうに考えており、今後十分な検討をする必要があると考えているところでございます。

次に、建設課の関係でございますが、道路維持関係では、市道総延長815キロメートルの維持管理を行っております。道路新設改良としましては、重点事業、あるいは旧町からの継続事業などを中心に実施しており、国庫補助事業で4路線、地方特定道路整備事業で14路線、単独事業

等で3路線の整備を行っております。このほか、JR向原駅東口のパークアンドライド事業として用地取得を行ったところでございます。

河川関係では、普通河川の維持管理及び高宮町梶矢地区におきます宅防事業を実施しております。

都市計画では、小規模排水事業のほか、公共下水道事業並びに特定環境保全公共下水道事業への繰出金が主なものでございます。

また、体育施設整備としましては、吉田屋内温水プールの建設を実施をいたしました。

このほか、災害復旧事業で河川・道路の復旧事業を行っております。

特に道路整備におきまして、大変厳しい財政状況のもと、住民の負託にいかにかたえるかという中で、限られた予算、またこれらを有効かつ集中的な整備を行うということが必要であるというふうに考えております。そのためには、今後、事業の優先順位や道路構造規格の問題、また地域の協力体制などを十分考慮しながら整備を進めていく必要があるというふうに考えております。

次に、下水道課関係でございますが、一般会計の衛生費におきまして、小型合併浄化槽整備事業のほか、浄化槽整備事業特別会計、コミュニティ・プラント整備事業特別会計への繰出金や、安芸高田清流園の施設管理並びにし尿処理全般に係る事業を行っております。また、農林水産業費においては、農業集落排水事業特別会計への繰り出しを行っているところでございます。

特に、清流園におきましては、既に委員会等でも視察等を行っていただいておりますが、老朽化に対応し、また今後の浄化槽の普及に伴います施設の受け入れ体制等の問題を検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、水道課関係でございますが、衛生費におきまして簡易水道事業、飲料水供給事業特別会計並びに水道事業会計への繰出金が主なものでございます。

これらの詳細につきましては、順次管理課の方から詳細について説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、管理課につきましては、上光管理課長が病氣療養中のため欠席しておりますので、かわって庶務の山根係長並びに住宅係の佐々木主幹の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上で一般会計の概要についてのご説明を終わらせていただきます。

続いて、関係課長から順次要点説明を求めます。

- 渡辺委員長
- 山根庶務係長
- 渡辺委員長
- 山根庶務係長

委員長。

山根係長。

それでは失礼いたします。私の方からは、平成16年度決算につきまして決算書でご説明をいたします。今部長の方から申し上げましたように、上光課長さんが病気で休暇に入っておられますことから、私が管理課所管のうち庶務係についての主なものについて説明させていただきます。

住宅係につきましては、後ほど佐々木主幹から説明いたします。

それでは、まず歳入でございますが、決算書の23ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、7目土木使用料、1節道路使用料、これは電柱などの道路使用料として823万8,826円収入いたしております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

2項の手数料のうち4目土木手数料、1節土木管理手数料として、収入済額54万2,330円を収入いたしております。内訳は、備考にありますように屋外広告物許可手数料と都市計画区域及び建築証明手数料でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

14款国庫支出金のうち3項委託金、3目土木費委託金、1節土木管理費委託金として、収入済額2万円を収入いたしております。内訳は、広島地方気象台からの雨量観測委託でございます。

35ページをお願いいたします。

下段になりますが、15款県支出金でございます。2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金のうち土地利用規制対策事業費補助金として4万4,000円を収入いたしております。

続きまして、47ページをお願いいたします。

ここも一番下の段になりますが、3項委託金のうち5目土木費委託金、2節河川費委託金、これは河川清掃の委託金として、県から61万793円収入いたしております。

続きまして、59ページをお願いいたします。

59ページの20款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節雑入、収入済額2億4,667万8,464円でございますが、そのうち管理課の関係分としまして、備考欄の一番下の方に書いてあります1,163万3,778円を収入いたしております。内訳のほとんどは、国、県からの樋門関係の管理委託金でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

119ページ中ほどをお願いいたします。

8款の土木費でございますが、このうち1項土木管理費、1目土木総務費、支出済額2億2,051万1,729円のうち管理課の関係分といたしましては、備考欄のところに記載してあります土木総務管理費3,390万8,076円を支出いたしております。節でいいますと、9節以下27節までが管理課の関係でございます。そのうち主なものは、19節負担金補助及び交付金の2,622万7,637円でございますが、これは広島県農林振興センターの方から職員3名の派遣を受け入れておりましたときの負担金でございます。

続きまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費8,534万6,268円のうち管理課の関係分といたしましては、次の122ページの備考欄に記載

しておりますが、道路橋梁総務管理費として1,134万3,400円の支出をいたしておりますが、これは主なものは委託料の道路台帳の整備委託料でございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川総務費、支出済額908万3,441円でございますが、主なものは13節でございます。これにつきましては、国、県の河川に設置してあります樋門の開閉管理に関する地元管理者への委託料の支払いがほとんどでございます。

続きまして、同じページの下段、下の方にあります4項都市計画費でございますが、1目都市計画総務費407万1,502円のうち人件費を除きました都市計画総務管理費17万8,393円を支出しておりますが、これは19節の負担金補助及び交付金がほとんどでございます。

以上、歳入と歳出にわたりまして管理課所管のうち庶務係に関する決算の説明をさせていただきました。

- 佐々木主幹
- 渡辺委員長
- 佐々木主幹

委員長。

佐々木主幹。

失礼します。管理課の住宅係の主幹をしております佐々木と申します。住宅係の平成16年度決算につきまして、決算書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、23ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、7目土木使用料、2節住宅使用料は、調定額5,989万1,300円に対しまして、収入済額5,332万7,600円、収入未済額656万3,700円でございます。収入未済額の内訳は、過年度分が429万5,500円、16年度分が226万9,200円でございます。

次に、31ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金は、調定額3,987万7,000円に対しまして、収入済額2,952万8,000円、収入未済額1,034万9,000円です。収入済額の内訳は、備考欄に記載してあります公営住宅家賃収入補助金以下3件でございます。

なお、収入未済額は、繰越明許をお願いいたしました甲田町堂之口住宅の建設費の公営住宅整備事業費補助金でございます。

引き続きまして、63ページをお願いします。

21款市債、1項市債、6目土木債、3節住宅債は、調定額4,870万円に対しまして、収入済額3,330万円、収入未済額1,540万円です。住宅債の収入未済額も、住宅費補助金と同様に堂之口住宅の建設費の繰越明許の起債分でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

125ページをお願いいたします。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費は、支出済額4,980万5,098円のうち人件費を除きました2,412万9,432円を所管分として決算しております。節でいいますと、2節給料、3節職員手当、4節共済費を除き

ました1節報酬費以下19節負担金補助及び交付金まででございます。

続きまして、125ページから127ページをお願いいたします。

2目住宅建設費でございますが、支出済額4,562万7,464円、繰越明許費2,781万5,000円で決算しております。16年度分は、主に堂之口住宅の建設及び五十貫部住宅の下水道整備費に伴います設計費、造成、建設費の用地購入費及び事務費でございます。

また、明許繰越分につきましては、堂之口住宅の造成、建設の費用でございます。

主要施策につきまして、平成16年度主要施策の成果に関する説明書で説明させていただきます。

119ページをお願いいたします。

公営住宅の管理戸数でございますが、229戸となっております。

特定公共賃貸住宅につきましては、16戸でございます。

続きまして、120ページをお願いいたします。

若者定住住宅22戸、それから若者向けマンション8戸、合計275戸を管理いたしております。

なお、政策空家といたしまして53戸ございます。

次に、支出の主なものとしていたしまして、住宅の修繕費約780万円を修繕費として支出しております。

それから、住宅の工事請負費といたしまして、春日住宅下水道工事のほか5件の合計558万6,000円を支出しております。

入退去の状況でございますけども、34件の退去がございまして、18戸入居をしていただいております。それから、16年度の末から17年度の当初にかけて募集を行いまして、6戸入居をしていただいております。残ります10戸につきましては、政策空家としております。

続きまして、121ページをお願いいたします。

先ほど差し替えをさせていただいた部分でございます。

建設の方につきましては、実施内容、主要施策ということで、堂之口住宅の費用を掲載させてもらっております。16年度分が3,989万2,470円、繰り越し分が2,787万5,000円となっております。

以上、住宅系の決算の説明を終わります。

○沖野建設課長

委員長。

○渡辺委員長

沖野建設課長。

○沖野建設課長

それでは、建設課関係につきまして歳入からご説明を申し上げます。

歳入歳出決算書の19ページ、20ページをお開きください。

一番下の欄の3目土木費分担金ですが、次のページをお開きください。

高宮町で施行しております水防災対策特定河川事業第1工区の事業実施に伴い、安芸高田市水防災対策特定河川事業分担金徴収条例に基づき、この事業の盛土工事により利益を受ける土地の所有者から25%相当の分担金30万601円を受け入れております。

次に、29ページ、30ページをお開きください。



3目災害復旧費国庫負担金ですが、災害復旧費国庫負担法に基づき、河川災害復旧17カ所及び道路災害復旧3カ所分で調定額3,807万円のうち2,574万7,000円を受け入れております。

収入未済額1,232万3,000円につきましては、平成16年10月12日発生の台風23号による被災箇所7カ所について、1月に国による災害査定が実施され必要とする工期が確保できないため、繰り越しにしたことによるものです。

次に、31ページ、32ページをお開きください。

5目土木費国庫補助金ですが、地方道路交付金事業に基づき実施いたしました路線の4路線の交付金を受け入れたもので、調定額1億3,937万円、収入額1億1,664万5,000円を受け入れております。

収入未済額2,272万5,000円については、2路線につきまして一部繰り越しを行ったことによるものです。

なお、地方道路交付金事業の交付金の配分割合は、事業費の55%となっております。

次に、33ページ、34ページをお開きください。

3目土木費委託金、2節河川費委託金ですが、高宮町で施行しております水防災対策特定河川事業第2工区の事業実施に伴い、市が実施する盛土工事との調整のために国土交通省と協議した結果、建物の移転が生じるものが必要となる仮設住宅の補償について市が委任払いすることに取り決めてしております。

これにより移転料及び損失補償金のうち国土交通省が算定した仮設住宅などの設置費相当分の1,020万1,549円について、市が代理受納により受け入れております。

次に、45ページ、46ページをお開きください。

6目土木費県補助金ですが、2路線につきまして県の補助金として1,447万円を受け入れております。

次に、59ページ、60ページをお開きください。

4目雑入ですが、右端の備考欄の一番下の建設課関係雑入として、次のページをお願いいたします。吉田温水プール地中熱工事に係る地域省エネルギー促進事業助成金として、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構から3,280万2,000円を受け入れております。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

決算書の121ページ、122ページをお開きください。

道路維持費でございますが、815キロメートルの市道の維持で、道路維持費において予算額1億5,304万3,000円に対し、1億4,275万2,400円を執行いたしております。

不用額の1,029万600円につきましては、主に2月から3月における除雪に要する費用が見込みを下回ったことによるものです。

道路維持費の主な内容は、委託料において除草作業委託として2,359万1,005円及び除雪作業委託として2,197万9,271円及び工事請負費とし

て94件の維持修繕工事を7,525万8,196円実施いたしております。

次に、道路新設改良費ですが、予算額8億9,361万8,000円に対し、7億1,764万7,341円を執行いたしております。

不用額の9,496万4,659円につきましては、市道1件につきまして公有財産購入費及び補償補填及び賠償金において内諾を得ておりました権利者が死亡されたことにより相続が発生し、見込んでおりました契約が年度内に締結できなかったことによるものです。

具体的な内容につきましては、報告書の110ページ、111ページでご説明を申し上げます。

道路新設改良費は、旧町から引き継いだ継続事業を実施いたしております。国庫補助事業として報告書111ページの上欄に掲げております市道市場宮ノ城線ほか4路線、地方特定道路整備事業として中欄に掲げております市道大宮線ほか14路線、単独・単県事業として市道叶谷線ほか3路線、県営事業分担金として広島県建設事業費負担金条例に基づく負担金の支払い及び次のページをお開きください、パークアンドライド整備事業としてJR向原駅東口の整備を行っております。

報告書の112ページをお願いいたします。

実施内容としては、国庫補助事業として総事業費2億1,340万4,693円を執行しており、主な内容は、予算費目により中欄の表により取りまとめております。

以下、地方特定道路整備事業では、総事業費2億5,421万613円。

113ページをお願いいたします。

単独・単県事業では、総事業費6,503万3,136円、県営事業負担金では、総事業費8,929万8,899円、パークアンドライド整備事業では、総事業費9,570万を執行しており、主な実施内容はそれぞれ予算費目により表により取りまとめております。

114ページをお願いいたします。

成果と課題ですが、成果につきましては、平成16年度で完了した路線は6路線で、地方特定道路整備事業の市道大宮線から単独・単県事業の市道山田東林寺支線までですが、国庫補助事業の市道勘部細河内線については、一部平成16年度から平成17年度繰り越しで完了。また、市道甲立中央線については、一部用地取得難航箇所もありますが、交付金事業が完了することから表に掲げております。

課題といたしましては、新市に期待をされ、用地未解決路線も多く引き継がれており、今後、用地交渉により重点を置くことを感じております。

次に、予算書の121ページ、122ページをお願いいたします。

下段の橋梁維持費ですが、予算額131万4,000円に対して、129万1,500円を執行いたしております。

実施内容ですが、工事請負費において市道に係る2橋の鋼橋の塗りかえを実施いたしております。

予算書の123ページ、124ページをお願いいたします。

3項河川費、2目河川維持費ですが、予算額330万に対し、325万3,100円を執行いたしております。

実施内容ですが、工事請負費において災害などを未然に防ぐ目的で、緊急度に応じ5カ所の護岸補修及び浚渫を実施いたしております。

4目の宅防費ですが、予算額2,301万2,000円に対し、1,812万325円を執行いたしております。

事業の概要につきましては、報告書の115ページをお開きください。

事業の概要につきまして概念図を添付いたしております。

山間狭隘部であります河川の改修を従来方式であります築堤方式により実施すると、生活基盤である農地等生活基盤の多くが失われることとなります。このため農地の冠水を容認しつつ、背後にある家屋のかさ上げを行い、住民の生命財産を守る事業となっております。

116ページをお開きください。

この事業につきましては、国土交通省と協議の上、一体的に行っております。背後地の築堤整備及び家屋のかさ上げ補償等を国土交通省が行い、周辺道路等の取りつけのための盛土工事をして実施いたしております。なお、かさ上げ後の土地の有効利用を図るため、土地の再配置についてもあわせて実施をいたしております。

主な実施内容は、それぞれ予算費目により表により取りまとめております。

補償補填及び賠償金については、国が行いました家屋移転補償のうち仮設住宅補償につきまして、市が行います盛土工事との関係上代理受納をし、支払っておる内容となっております。

決算書の125ページ、126ページをお願いいたします。

3目小規模排水事業ですが、吉田町内の都市計画区域内において、排水路の改修として川向排水路改良工事を実施いたしております。

決算書143ページ、144ページをお願いいたします。

3目体育施設費事業ですが、右端の備考欄の下段において屋内温水プール建設費5億5,963万2,654円を執行いたしております。

事業内容につきましては、報告書の117ページをお開きください。

上段の表にまとめておりますとおり、旧吉田町より債務負担行為で発注されておりました委託料、工事請負費並びに備品購入を含めた事業を執行いたしております。

決算書の145ページ、146ページをお願いいたします。

2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費ですが、予算額6,533万5,000円に対し、4,554万276円を執行いたしております。

事業内容につきましては、報告書の117ページをお願いいたします。

下段から取りまとめを行っております平成15年発生災害の明許繰越分5カ所及び平成16年発生災害の台風10号による被災8カ所及び台風23号による被災7カ所及び査定で不採択となった2カ所を単独災害として、

合わせて22カ所の災害復旧事業を実施いたしております。

実施箇所につきましては、次のページに一覧表として取りまとめております。

なお、台風23号による災害復旧7カ所について1月に国による災害査定が実施され、必要とする工期が確保できないため、事業費で1,846万4,000円を明許繰越といたしております。

建設課関係は以上でございます。

○新川下水道課長

委員長。

○渡辺委員長

新川下水道課長。

○新川下水道課長

それでは、一般会計におきます下水道課の事業執行の状況・結果についてご説明を申し上げます。

一般会計におきましては、下水道課では、し尿の収集運搬業務の委託やし尿処理手数料の徴収事務、また安芸高田清流園での維持管理の執行をしております。

また、特別会計としまして、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、コミュニティ・プラント整備事業の5つの会計への繰出金をもって汚水処理事業を行っております。

決算書をお願いいたします。

事項別明細書で23ページからでございます。

13款の使用料及び手数料のうち3目の衛生使用料のうち、備考欄での清流園のし尿施設使用料765万4,780円が下水道課分でございます。これは、し尿収集業者が清流園へし尿を搬入する際の施設の使用料でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

前ページ、2目の衛生手数料のうち2節の清掃手数料1億2,046万6,995円をし尿処理手数料として収入をいたしております。

なお、収入未済額90万5,675円につきましては、現在の時点で収入済みを除きまして52万1,381円となっております。

また、備考欄の未還付額3,384円につきましては、これは収入表の5月30日分が会計課より6月1日に届きまして、そのうちの3,384円が二重納付と判明をいたしました。出納閉鎖以降であったために還付処理ができないということで、16年度の収入となりまして、その後に還付をいたしております。

次に、31ページをお願いいたします。

3目の衛生費国庫補助金52万9,000円は、小型合併処理浄化槽設置事業によりまして、吉田町での4基分の設置補助をしております補助金でございます。

また、同じく県費補助金を、41ページでございますが、3目の2節環境衛生費補助金として42万3,000円を収入をいたしております。

次に、49ページをお願いいたします。

50ページの財産収入の利子及び配当金のうち、高田地区工業団地地下水処理場基金利子として8,244円。次のページに、清流園施設改修基金利子8万7,982円が下水道課分でございます。

51ページ、52ページでございますが、18款の繰入金につきましては、公共下水道事業特別会計から705万422円、また6目農業集落排水事業会計から27万2,783円、7目の特定環境保全公共下水道会計から1,020万8,175円、次のページに行きまして、9目の浄化槽整備事業会計から176万2,392円、それぞれ繰り入れております。

次に、62ページをお願いいたします。

雑入のうち下水道課分といたしまして471万8,880円は、吉田町の高田地区工業団地内企業からの下水処理施設維持管理に対します企業負担金でございます。

次に、21款の市債でございますが、65ページをお願いします。

12目の特別会計繰出債といたしまして、5億6,610万円のうち5事業分といたしまして2億8,720万円歳入をいたしております。

特定環境保全公共下水道事業、また浄化槽整備事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、コミュニティ・プラント整備事業へ、それぞれ備考欄のとおり収入をいたしております。

また、収入未済額1億5,050万円につきましては、繰り越しによります事業費分でございます。

次に、歳出でございます。

繰出金関係でございますが、103ページをお願いいたします。

7目の環境衛生費から28節繰出金といたしまして6億9,820万5,000円のうち、備考欄での小型合併浄化槽整備事業費として240万円、浄化槽整備事業特別会計へ6,520万円、コミュニティ・プラント整備事業会計へ5,000万円繰り出してしております。なお、3,490万円は繰り越し分でございます。

次に、125ページをお願いいたします。

8款の土木費におきます6項2目公共下水道費のうち繰出金につきましては、公共下水道特別会計への繰り出し5億9,562万8,000円でございます。

事業別では、公共下水道へ2億3,502万8,000円、また特定環境保全公共下水道事業へ3億6,060万円でございます。

少し戻っていただきまして、105ページへお願いいたします。

2項2目のし尿処理費でございますが、し尿処理費での支出済額3億1,400万2,138円は、備考欄におきますし尿処理総務管理費、また清流園での人件費や管理費として支出し、またし尿処理費におきましては、市内のし尿収集処理にかかります費用、し尿処理施設管理費におきましては、高田地区工業団地内処理場と安芸高田清流園でのし尿処理事業での施設管理に関するものでございます。

節の主なものといたしましては、人件費のほかに消耗品、燃料費等に

係ります需用費。また、役務費につきましては、放流水の分析・検査・保険等でございます。また、委託料につきましては、し尿処理事業の方でし尿の収集運搬に係ります業者への委託料、また施設管理費の支出につきましては、安芸高田清流園におきます各種保守点検の業務委託、また汚泥処理に係ります委託費などでございます。工事請負費につきましては、水質計の分解整備、また前処理機の分解整備費に支払っております。

し尿につきまして、説明書についてご説明申し上げます。

説明書をお願いいたします。

78ページでございますが、この表に掲げておりますし尿の処理量につきましては、下水道事業の普及によりまして減っていく傾向となっておりますが、逆に浄化槽汚泥につきましては、表のとおり増加の傾向でございます。また、浄化槽設置事業も進めております関係から、これ以上の処理量が将来的にも見込まれてくると想定をしております。

また、清流園では、し尿とあわせて浄化槽汚泥、これは各処理区にあります農業集落排水の施設、現在11カ所ございますが、これからの汚泥とまた別に小型の浄化槽汚泥、これは市が管理をしております浄化槽のほかにも、これまで個人が設置をしておられます単独の浄化槽、これはし尿だけの浄化槽も含めまして、また一般商店・企業などの浄化槽汚泥も含むということで、これは業者によります以前の許可制によりまして、業者が独自で営業しての汚泥収集も含めるということでの汚泥量でございます。この処理を行ってきております。

今後の課題といたしましては、現在、清流園での施設改修について検討を始めておりますが、これからの下水道事業の推移を見ながら、しっかりとした将来計画が必要と考えております。

また、グラフにあります生活排水処理の状況でございますが、整備率でいいますと、市全体の整備率は16年度で52%、県内全体では74.5%という数字でございます。処理区別では、表のとおりとなっております。

以上、一般会計におきます下水道課の所管の決算報告を終わります。

○渡辺委員長

岸野水道課長。

○岸野水道課長

それでは、簡易水道事業特別会計におきます一般会計からの繰入金を報告させていただきます。

決算書の101ページをお願いいたします。

7目であります環境衛生費でございますけども、支出済額7億2,042万91円のうち、次のページでございますけども、下水道と同じところでございますけども、飲料水供給事業特別会計繰出金といたしまして480万5,000円、簡易水道事業特別会計繰出金といたしまして5億2,990万円、それと一番下でございますけども、水道事業会計繰出金4,830万円、これは上水道事業であります横山・小山地区に関しまして未普及解消事業をやっておりますけども、この分の一般会計からの繰出金でございます。

以上で繰り出しについては終わらせていただきます。

○渡辺委員長 この際、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

○亀岡委員 委員長。

○渡辺委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 成果に関する説明書で114ページ上段にあります。市道甲立中央線、これは摘要の方で一部用地取得難航箇所があるが、交付金事業としては完了したというふうに説明が出ておりますが、実は先般も式典がありました。がですね、圃場整備関係ですか、あそこにありますところの要するに現在、工事がまだ完成していない。行き詰まりになって、そこら周辺が荒れた状態になっておる。あそこのことだと思っんですけども、それであるならばどうしてああいった状態になっているのかと。一部用地取得が難航ということでもありますので、地権者との交渉で行き詰まっておるというふうに理解をするわけですが、その難航しておる理由は一体どうなのかと。

それから、交付金事業としては完了したということになってはいますが、これはこの市道全体のことを指しているのではなくて、先ほど12ページでありました国庫補助での関係での舗装工事ですね、そのことを指しているのかどうか。そういったことを、まずその点について伺いをいたします。

○金岡建設部長 委員長。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 ただいまのご質問の件ですが、市道甲立中央線、これにつきましては旧甲田町からの継続事業で、非常にその当時からこの路線については、ここに係ります用地取得が難航していたというものでございます。これは旧甲田町においていろいろ対応をされてきたということですが、ちょうど合併になりまして新市に引き継がれたものでございます。

なお、この路線の周辺は、この一体は農村活性化住環境整備事業での事業もされております。県営の圃場整備事業等と並行されている事業でございまして、現在、県営圃場整備事業は一応完了というふうにはなっておりますが、この関係者の方から県を相手に異議の申し立てといひますか、係争中であるというふうに聞いております。

この路線の今後の整備につきましては、ここらの状況を見きわめながら慎重な対応をしていく必要があるのではないかとこのように思っております。

この事業が一応交付金事業として完了したということにつきまして

は、担当の建設課長の方からご説明をさせていただきます。

○沖野建設課長 委員長。

○渡辺委員長 沖野建設課長。

○沖野建設課長 当該路線につきましては、一部用地取得難航箇所がありまして、実際には寸断されておるといことで、投資効果が上がらないという意味からもぜひとも開通させたいといことで粘り強く用地交渉を行っておるところでございます。しかしながら、先ほど部長の説明にありましたように、県営圃場整備事業との関係で係争事があるといことから、そこの推移を見ながら慎重に対応をしていく必要もあろうかと思っております。交付金事業は、国からの交付金を受けて事業を進めるといことで、わずかな地域を残して中断といことになりますので、交付金事業は、国からの交付金を受けてやる事業としては一応完了をしたといことで、引き続き財源を確保しながら残りの未開通部分につきましても全力を掲げていきたいと考えております。

以上でございます。

○亀岡委員 委員長。

○渡辺委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 ちょっとこの答弁をいただきましたが、用地の関係で難航しておるといことについては、一応どういことなのか。例えば価額の面とかですね。個人の考え方といことになればいろいろでしょうけども、行政が1つの事業に携わった中でそうした行き詰まりが出ておる、その主なる理由ですね、これらが具体的には一体どういところにあるのか。

実はこの件については、昨年合併後に早い段階、ちょっと今はっきり何月何日といふうには覚えていませんが、当の用地の関係者と思われる方、要するに地権者ですね、の手紙が73人議員全体に送られておるんですね。どうもそのようなふうでして、私も実は受け取っているんです。その手紙の中身を全体から見ますと、その方の言い分としては、適正な手続があれば協力はするとい意味のことが書かれてあったんですね。そうした中で16年度は、さっき申し上げましたように、舗装もされておるんですが、ああいった未工事のところについて具体的にはどのような努力をされてきたのか。ここらがちょっと問題があると思うんですね。ですから、当の本人さんといいますか、その方が言っておられる適正な手続があれば協力はするといことは、何かこれまでの経緯の中で不適正なことがあったのかどうか。

そういうことで推移してくる中で、この17年度の動きも当然動きらしいことが見られんのですね。現場に行ってみますと、看板が立っているんですね。私はやはり、ここらで当の方が言っておられることがどうなのか。例えば行政の側に正当性があるといことになれば、やっぱり断固とした態度で交渉に臨まないけんと思うんですね。特に、この看板あたりが立っておるといことは、住みよい明るい地域づくりにも余りふさわしいことじゃないと思うんですね。道理が向こう側がないのなら、



看板の撤去あたりも要求すべきだし、事の解決に向かって思い切った努力をせにゃいけんと思うんですが、そこらのことがいかなものか、どのように行政としてはお考えなのか。

私はやはり、あの手紙をもらうたときにですね、そのことを踏まえて、この事業の完成に向けての努力として、一度本人さんの考え方も議会としても聞くべきじゃないかというふうに思ってきたんですね。そういった点はどのように受けとめておられるのかですね。あのままじゃ何とでもですね、要するにあのままでおくわけにいかんと思うんですね。今後どのようにしていこうとされておるのか、そういった点についてどうでしょうかね。どのように考えておられるのか。

○金岡建設部長 委員長。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 ただいまのご質問でございますが、やはり我々としても、この路線は一部を残して開通できていないということで非常に残念でございますし、何とかしたいという思いはあります。ただ、これは先ほど申し上げましたように、旧甲田町におきます農村活性化住環境整備事業の中での道路先行型ということで整備をされてきております。甲田町におきましては、それぞれ適切な計画、あるいは実施に向けての対応をされているというふうに我々も認識し、それを引き継いでいる状況でございますが、一部の地権者の方からそこらについて十分まだ認識ができないというご意見も出ているのも事実でございます。

今ございましたように現地には看板もでございますし、先ほど申し上げましたように、これの県営圃場整備がこの中で整備をされておりますので、県を相手にいろいろ今係争中という状況もございますので、先ほど申し上げましたように、そこらを見きわめながらですね、今後、我々の方で十分理解をしてもらう交渉を重ねるとともに、法的な部分も含めてどう対処するかは検討をしていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしましても、かなり長期にこの土地の問題は時間がかかっております。改良区等も随分苦勞をされたというふうに聞いておりますが、一日も早い解決のため最大限の努力をしたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○亀岡委員 委員長。

○渡辺委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 ですから、これは何遍も言うようですが、この交渉といいますか、その難航している根本的な問題についてですね、どのように、今具体的に交渉されておるんですか。例えば、今言われるように、係争中の事案が解決しなきゃ、市の方としてはそれを待っているということなのか。我々が思う限りじゃ、道路の面に限って、そこを工事をやっていこうということについては、適当な財源を求めてやっていくと言われるんですから、裁判の関係は特別関係はないと思うんですけどね。そういった点、

いかがですかね。この裁判が片がつかにゃあ、今の言われるとおりなら、次へ向いては手がけていくことはできんというよりか、裁判の推移を見守ろうと、結果を待とうというようなことになりますね。いかがですか、その点は。

○渡辺委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。

(聴取不能のため要点)

執行部答弁 平成16年6月11日に本人と面会し、その後も電話等により用地交渉を継続している。

この市道は、農村活性化住環境整備事業による圃場整備の地区外として計画されていたが、ほ場整備事業にて道路をつくるべきだとの主張で、現在、広島県を被告とし換地処分の無効申立ての訴訟が起こされ、現在係争中である。

論点は、この訴訟の中である程度整理されると考えているので、訴訟の推移を確認しながら今後とも交渉を行いたい。

明木委員質疑 政策空家とは何か。

土木事業が本市の経済にもたらす影響は大きい今後どう取り組まれるのか。

若者定住関係の今後の取り組みが見えてこないが。

○渡辺委員長 佐々木主幹。

○佐々木主幹 政策空家とはそのままに、入居いたしますと建てかえるときに住宅のあきを探す必要がございますので、入居を停止して空家のままにしながら建てかえる。それから、建物を壊して更地にしていくというために政策的に空家にするものでございます。

○渡辺委員長 児玉市長。

○児玉市長 今後の地元の経済等も考えながら、建設事業をどのようにするかということでございます。先ほどご指摘のように、この財政状況の中にもありますように、財政状況の14ページにもありますように、平成15年度は32億余りの土木費があったわけです。16年度は19億という、4ページなんです。これを見ても15年度はほとんど合併前ということになると思います。合併を控えてかなり起債で今までやってきた事業がかなりあったわけですね。というのは、バブルがはじけて景気が悪い。それに、景気を取り戻すための起債が随分我々としてはかなりふんだんにあった。こういうこともあって、合併前はかなり土木事業というのはやられてきたというように考えて、それをさらに引き継いでやってきておると。しかし、16年度あたりからは、この起債ももう絞られてきたと。

こうすることで事業がだんだん少なくなって、17年度も恐らく少なくなると思いますが、そういうようなやっぱり国の政策的なものの中で合併前はかなり事業が行われたと、こういう状況もあったと思います。これは共通の課題であろうと思います。

したがって、我々が今見るのに、合併前から引き継いだ事業というのは、これは完成まで持っていけないけんですが、今から新規の市道の事業というのは、それほど急ぐ事業というのではないんじゃないかと。合併前にほぼ目鼻を立てておられるというのが実態であろうと思います。したがって、これはどうしてもやらないけんところやないけど、それを無理をしてですね、その土木事業をふやさないけんという実態には私はないと思います、道路についてはですね。

ただ、今後問題は、上水・下水を、まだ未普及のところ随分ございます。全体的には下水でも50%ぐらいまでしかいってないと思いますが、それはやはり今後計画的にやっていく必要があると、このように考えておるところでございます。

圃場整備等については、もうほぼ終結という、農林水産省自身ももう圃場整備はやめるとい方向にありますので、恐らく圃場整備は今後余り出てこんというように思いますし、やろうと思うといういろいろ難しい、集落営農を徹底せえとか、その中で法人を幾らつくりたくないけんとかいうような非常に難しいノルマがかかってきますので、そのノルマを消化しながら圃場整備をするというのは、非常に今の状況では実態が難しいと、地元の状況が難しいと。こういうように考えておまして、総合的には上水・下水を除いては、やはり予算はしぼんでくるという、特に本年、来年にかけては、ご存じのように大きな事業が出てきますので、市全体の事業としてもほかの事業を絞らざるを得んと、こういうような状況になりつつありますし、ご存じのように公債比率ももう既に19%ぐらいまでいっておるんじゃないかと思ひますし、経常収支比率も94.幾らまでいってあって、もうこれは財政的には余り小回りのきく状況にはないという状況がありますので、有利な補助金、有利な起債を使って有効に財源をやっていくという、全体的なやはり考え方でいかにやあいけんと思ひます。

しかし、地元の産業振興、地域の振興ということもございませぬので、できるだけいろいろのハード事業については、地元の業者の皆さんにやっていただくという基本的な方向で今後も進んでいきたいと、このように思ひます。

以上です。

○渡辺委員長 ほかにございませぬか。

青原委員。

○青原委員 きょう、差しかえをしていただいたことなんです、これはミスプリで差しかえたということをお聞いでおるんですが、これはミスプリじゃないような気がするんですが、文章的にも少のうなっておるし。そこ

らの説明が、部長はすると言うちゃったんじゃがしてないんじゃが、聞いてもらえますか。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 ちょっと待ってください。

○渡辺委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開します。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 大変申しわけございません。説明不足でございました。

121ページの表でございますが、これは堂之口住宅について実施内容を整備する中で、施設、敷地、あるいはこの区分の建設については数値に間違いはございませんでしたが、その他のところで整理上間違っておりました。表の方で、新しい表の方とあれを見比べていただきますと、工事請負費、雑工事が製本された方では24万3,600円でございますが、これが117万6,700円、それで負担金、補償金については、これは繰り越しに入っていなかったということで、大変会計整理上申しわけなく思っております。

それでトータルといたしまして、その他の小計が117万6,700円、事務費はそのままでございます。合わせまして16年度繰越分が、2,787万5,079円が2,781万5,000円に修正をさせていただくものでございます。

それから合計のところと同様に、それを整理しますと最終的に6,776万7,549円が6,770万7,470円ということで、大変失礼をいたしております。

以上、ご説明にさせていただきます。

○渡辺委員長 この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。

午後の会議に熊高委員の欠席届が出ております。

加えて、市長、所用のため欠席でございます。

午前中の青原委員の質問に対して追加答弁がございます。答弁を許します。

金岡建設部長。

○金岡建設部長 失礼いたします。午前中の説明が不十分であったということで、大変失礼をいたしました。再度ご説明をさせていただきます。

121ページのところで、敷地、建設についての実施区分、あるいは数

値には間違いございませんが、その他のところで実は負担金、補償金を本来17年度事業であるものを繰り越し分に計上しておりました。また、工事請負費の雑工事の中で24万3,600円とありますものを、これは単独事業の繰り越しに係るものでございますが、117万6,700円にご訂正をさせていただきたいということでございます。数値のチェック等十分するようにという指摘を受けながら、このような間違いを起しております。大変申しわけございません。以後十分気をつけるようにいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○渡辺委員長

ほかに。

今村委員。

○今村委員

26ページから28ページに至るし尿処理の手数料の件でございますが、16年度はこういう形で決算をされておるわけでございますが、前年度、各6町時代のことなので難しいかもわかりませんが、前年と比較して大きな変化があるのかどうかということと、あわせて成果表、説明書の中で78ページ、79ページの件でございますが、生し尿がだんだん減って、浄化槽の汚泥がふえているという状況は今後も続くだろうというふうに思うわけでございます。そして、その結果、成果と今後の課題ということで、その処理をする上でこれから清流園のあり方自体が問われてこようかと思いますが、そこら辺についての現在における見解をお聞きしたいというふうに思います。

○新川下水道課長

委員長。

○渡辺委員長

新川下水道課長。

○新川下水道課長

それではお答えをいたします。

し尿の方の実績ということで、旧町時代からの推移ということでございますが、78ページの報告の方の実績量にもございますように、生し尿の方の収集実績は年々減っているというのが、この数値でおわかりのことと思います。当然それに伴います費用も減っているわけでございますが、あわせまして浄化槽も同じ収集の形でやっておりましたので、逆に浄化槽の方の汚泥収集の処理費というのはふえてきているのが現状でございます。

それと、今の安芸高田清流園の動向ということでございますが、現在、今年度委託料を使いまして、清流園のこれからの施設の運営というのを考えております。それとあわせまして、清流園の能力を決めるためには、各処理区のこれからの下水道事業によりまして、こういった汚泥量が推移していくのかというのが必要になってまいります。そういう中で、安芸高田市全体の生活排水処理計画を一緒に立てまして、これよってのこれからの処理量というのが決まってまいります。それに向けての処理をどうしていくかというのが、現在検討中でございます。

これまで安芸高田清流園の方は、いろんな形で維持管理をしておりますが、現在、それぞれの施設がかなり老朽化をいたしております。

機械的には年間365日稼働しているような状況の中で、これらを早急に改善をしていくということが求められていると思いますので、これらをあわせて検討している段階でございます。

以上でございます。

○渡辺委員長

今村委員。

○今村委員

そういう現状だろうというふうには思っているのですが、今の処理能力及びこれからの推移の関係です、どのぐらいの、早急な計画が望まれるというふうには思うのですが、現実的には今の処理能力とですね、あわせて早急な対策をするには、大体どういったような年月なり月日が今の段階で考えられるのか、そこら辺についてはいかがでございますか。

○新川下水道課長

委員長。

○渡辺委員長

新川下水道課長。

○新川下水道課長

現在の清流園の処理能力ということでございますが、これは日量50トンの処理能力を持っております。それに対しまして、各市内農集施設、あるいは浄化槽から出る汚泥量といいますのは、清流園の能力を100といたしますと125程度、それとあわせて現在、浄化槽を定期的に年1回汚泥を抜き取る、これは法的に決まっておりますが、これが清流園の方が投入制限をしておるということで、現実には若干清掃をおこなせながら、それに対応している状況でございます。

現在、25がオーバーしておるわけでございますが、これについては甲田と吉田の公共下水道の処理施設に直接搬入をいたしまして、処理をしている状況でございます。それから、あわせて今年度から汚泥移動脱水車を導入いたしまして、これによって農集施設の汚泥につきましては、その場で処理をし、清流園ではなく市内のコンポスト化施設の方に持ち込んで、清流園の能力を助けるという形をとっております。

将来的な展望でございますが、下水道事業の方は、大体10年程度の将来予測を立てながら現在の処理施設を整備しているのが現状でございます。そういう中で、ある程度最大限の処理能力をですね、これからの清流園、あるいは今現在やっておりますような公共施設を利用しながらの汚泥処理という方法もございますので、どちらが、どういった方法が一番費用がかからずに有効な手段かというのをおあわせて検討いたしておりますので、そこらを兼ね備えた形でこれからの清流園等の方針も考えておるというような状況でございます。

○渡辺委員長

ほかにございませんか。

秋田委員。

○秋田委員

道路維持事業について1点ほどお伺いいたします。

110ページでございます。

市道除草について、業者委託を取り入れている町と地元参加型による地元管理を依頼している町があり、施策の格差が生じているため、16年度においては現行どおり実施されたと、実施内容について記載されてお

ります。それで、ここで業者委託ということと、それから地元参加型という2分野に分かれているわけですが、そこらあたりについてのご説明と、委託料ですね、委託したときの委託料と、ここの地元参加型という地元管理というのは、またどういう管理の仕方なのかという点をお伺いいたすとともに、課題として統一した基準を作成する必要があり、旧町での施策の格差が大きいために実施単価の統一を図りつつ、段階的に調整を行っていく必要があるとされているんですが、本年度はもう17年度もかなり終わっているんで、そこらあたりはどのように取り組みをなされたのか、お伺いいたします。

○沖野建設課長 委員長。

○渡辺委員長 沖野建設課長。

○沖野建設課長 まず、除草の形態でございますが、大きく分けて2種類と記載しております。幹線道路を業者に委託して実施する方法、並びに地域の振興団体等が自主的に清掃されることに、いわゆる報償費、補助金等を支払う方法という2通りの方法がございました。

今後の方法でございますが、やはり集落が崩壊し、高齢者が多くなってくると、地元では除草作業などができない路線もかなり多く出てくるのではないかと考えております。これらを勘案して、通過的の道路であり、かつ集落崩壊などでできない路線は、やはり行政が業者委託してやっていかななくてはならないのではないかと。また、地域によりましては、自主的にやはり地域の道路は地域で守るんだと、こういった取り組みをなされている地区もございます。こういった取り組みも大切にしながら、全部を業者委託にすると、やはり除草だけで試算いたしますと約4,500万の費用が要するということになります。旧町によりましてやり方が違いますので、なかなか統一するということが難しいわけですが、現在は除草に要します単価の統一をまず行っております。

それと、全部業者委託にするのかと、これを統一して果たしていいのかと、地域の方が自主的にやられることを支援しなくてもいいかということもございますので、それらを加味しながら現在調整作業を行っておりますのでございます。

以上でございます。

○渡辺委員長 秋田委員。

○秋田委員 わかるつもりはするんですけども、やはり一番考えなきゃいけないことは経費的なことだと思うんです。業者委託にするということになると、当然経費もかかるということでございますが、やはり一番願うところは、地元委託にしたときになかなか負担がかかるところが多くなるとは、今後、またいろんな意味で格差が生じると思うので、そこらあたりはしっかり吟味していただいてですね、検討をしていただいて、できるだけ負担がかからない方法をとっていただくことを要望して終わります。

○杉原委員 委員長。

○渡辺委員長 杉原委員。

○杉原委員 3点ほどお尋ねをします。

道路新設改良事業に伴うことをお尋ねいたします。

旧町から引き継いだ継続事業を行ってきておられる中で、完了した路線と、まだ継続していくものというのがあると思うんですね。そこらをちょっとお聞かせいただきたいということと、辺地債による事業があると思うんですね。これは今どこを適用しておられるのか。16年度で美土里町の叶谷線が済んでおるんですよね。以後、どのようにですね、どこへ持って行っておられるのかをお尋ねするのと。

除雪費が不用額が上がっておるんですが、それは不用額が上がっておることについてどうこう言うんじゃないんですが、これから除雪をする時期になってくるわけでありまして。そうしたときに、市内の全域ではありませんが、高冷地におきましては非常に悩みの種であります。それぞれいろいろとお世話になっておるんですが、これの有効な除雪の方法を指導してもらいたいということをおもうんです。ということは、せっかく経費をかけても、効果が出ておらんのではないかということをおもうわけでありまして。そういう市民からの苦情が入ってくるわけですね。担当課へも当然入ってきておると思うんですが、我々のところへも入ってくるわけですね。そこらあたりの取り組みをどのようにしていかれるのか。それで、大体地域によって業者委託で回しておられるわけですが、苦情が来るところは必ず来るんですよね。そこらはどういうふうに改善していかれるか。していかんやあいけんわけですけえ。というところを3点ほどお尋ねをします。

○渡辺委員長 答弁を許します。

沖野建設課長。

○沖野建設課長 まず、道路新設改良費の完了見込みということでございますが、報告書の111ページに継続事業に取り組んでおる路線を掲載しておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきます。

上段の表が、国庫補助事業でやっておる路線でございます。

まず、完了路線につきましては、3番、4番。市道勘部細河内線、これは一部16年度から17年度に繰り越しをしておりますが、当初計画は完了になっております。

4番の市道甲立中央線も、これも先ほどの質問にございましたが、一部用地の取得難航箇所がございますが、交付金事業としては完了の見込みとなっております。

中段の表が、地方特定道路整備事業でやっております事業になっております。

1番の市道大宮線、完了でございます。

2番の市道宮ノ城高野線、今年度用地取得を済ませております。

3番の桂峠大見線、17年度において一応おおむねの完了を見るのではないかと考えております。

4番の一本木小山線、現在用地取得を進めておる段階でございます。



5番の市道郡山山道線、こちらにつきましても一応完了となっております。

6番の市道中山線、こちらにつきましても17年度で用地の完了を終えております。

7番の市道梶矢下川根線、これは過疎代行でトンネルを掘る事業となっております。それと前後の取りつけの道路でございますが、用地につきましては市が取得するというので、17年度末で99%の用地の取得を完了しておるところでございます。

8番の築品山根線、これは16年度で完了いたしております。

9番の市道高林坊線、一部用地取得難航箇所もございましたが、平成17年度に取得しております。一部用地の取得がまだ残っておりますが、今後努力をしてみたいと考えております。

10番、市道高地長屋線、こちらにつきましても用地買収と工事を進めておるところでございます。

11番の吉田口線、吉田口のコミュニティ・プラントとあわせて整備を進めております。用地の買収箇所に浄化槽が設置してあるということで、旧県道との間20メートルがまだ未改良となっております。浄化槽の切りかえ作業が済みますと、用地交渉を行ってみたいと考えております。

12番の長田隠地線につきましては、本年度で用地の取得を完了、一部工事にかかっております。

13番、14番は、平成16年度で事業完了をいたしております。

一番下の欄が、単独・単県事業でございますが、1番が市道叶谷線、これはご指摘のように辺地債を使った事業でございます。

2番の山田東林寺支線、3番の甲立中央線、こちらにつきましては、16年度で完了ということにいたしております。

続きまして、辺地債を活用した事業ということでございますが、現在、辺地計画を策定し、該当路線を洗い出す作業になっております。17年度事業では、辺地債を活用した事業はないというように承知をいたしております。

続きまして、除雪でございますが、これは本年度から県からの権限移譲によります県道についても市が行うということで、現在、除雪計画というものを県と一体となりまして検討をいたしております。全体的な状況から申しますと、積雪寒冷地域であります美土里町、高宮町、これはほぼ全市道を除雪していくと。あと比較的積雪量が少ない残りの町につきましても、優先道路、幹線道路を絞って除雪をしていきたいというように考えております。順路につきましても、やはり幹線道路からあけていくということで県道を行い、それから順次市道の方に移ってまいりたいという計画で進めたいと考えております。

ご指摘のありましたことにつきましては、いわゆる除雪した出入り口に雪がたまっておるのかなということも1つ苦情として多く上がっております。これらにつきましては、問題点を洗い出しながら、支所との間

で協議を進めながら効率的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉原委員

委員長。

○渡辺委員長

杉原委員。

○杉原委員

2点ほどお尋ねしますが、辺地債の今から適用するところを計画を上げていくんだということを言われたわけですが、17年度はこれを適用してないということを知らせていただいたんですが、これ、ちょっと私が思うには怠慢じゃないかと思うんですね。というのは、6町の合併をするときに、部会というものがあつたはずですよ、部会が。幹事会、部会、いろいろ段階がある中で詰めてこられて、合併してからその調整もするということはあつておるわけですが、辺地債がせっかく使えるのに、17年度使うことができんようなことを言うのは、これはいいことだとは思わんのですよね。

だから、ここらが非常に有利な事業だというふうには私は受けとめておるわけですが、午前中にも市長さんの方から、まあ大体やっておるけえええということを知られたんですが、やはり今の2次改良をせにゃあならんところが、パトロールをしてもらつてみればわかつてもらつとると思うんですが、まだまだあるわけですね。そういったところを、やっぱり整備をしていかんといかんのじゃないかというふうには思うんですね。そこらあたりを早急に策定されて、現に計画書の中へも辺地債を適用してやるという箇所もあるわけですね。私ら、もろうておるんですがね。そこらもあるのになんでだろうかなという思いもするわけでありまして。そこらは早急に整理をされて、そういった有利な事業を取り組んでやっていただきたいということをお願いすることと。

除雪であります、広口の積もつておるのは自分の方でやらにゃあいけないのは、これは当然のことなんです。それは苦情を言われる方がおかしいと思うんですね。ところが、主要地方道瑞穂線あたりはですね、道の中がどがもならんのです、ざくざくざく、とつてないですよ。それは豪雪地帯の北広島町の大朝あたりは、冬にも私らも会社に行つておりますが、非常にきれいにとつております。同じ除雪費を使うつてする中に、同時に市民の福祉というのを考えるときには、これはやっぱり誠意のある除雪をしてもらわんことにはいけんということを強く申し上げたいと思います。

以上です。

○渡辺委員長

金岡建設部長。

○金岡建設部長

ただいまのご質問でございますが、辺地の有利な事業を使つてないのは遺憾であるというご質問でございますが、我々も合併をいたしまして、ここに掲げておりますような継続事業だけでもかなり大きなものを持つております。そういう中で、午前中にも申し上げましたが、やはり地域の実情等を兼ね合わせながら優先順位、あるいは財源の確保等をするというのが大きな使命でございます。ご指摘のことにつきましては、十分

我々も検討をする中で、また事業の展開を図っていく手法も考えたいというふうに思っております。

それから除雪でございますが、合併いたしまして、非常に広範囲の区域の道路815キロ、また県道等も加わってくるという状況でございます。なかなか地域格差がございます、今ご質問ございましたように、その地域地域でやはり積雪の量も随分変わってきているのが現状だと思います。担当課の方で全部把握すればいいんですが、なかなか十分把握できないということもございますので、これにつきましては現状は支所の方が十分把握していると思いますので、そこらの連携を含めながら有効な除雪方法を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○渡辺委員長

川角委員。

○川角委員

1点ほどお伺いをするんですが、決算書の24ページの方へですね、今朝ほど説明をいただきましたが、住宅の使用料というのがあるんですが、その中で収入未済額が650万ばかりあるわけですね。聞かせていただきますと、275戸の住宅を管理しながら、1年の修繕費もちょっと800万くらい要しておると。大変な事業だろうというふうに理解するわけですが、その中へ入居されておる方については、民営の住宅から見ればかなり安く入っておられるんじゃないかという特典はあると思うんですが、その中でやはりこれだけの未収額が発生するというのを非常に憂慮すべき事項じゃないかというふうに思うんですが、それでこの内容がですね、もうこれは16年の決算であったんじやが、もうほとんどなくなったものか、あるいは非常に固定化しておるものか、その内容について状況を聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、もし固定化したり、あるいはその残額が減ってないということになれば、どのような取り組みをされておるのか、その相手方へですね、その状況についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡辺委員長

佐々木主幹。

○佐々木主幹

ただいま質問のありました未収金のことでございますけども、過年度分が429万4,500円、それから16年度分が226万9,200円になっております。内訳といたしましては、退去者、既にもう退去されている方の部分が160万円程度ございます。それで、引き続き滞納されている方が多くありましたので、7月から5カ月以上の滞納者を呼び出しを、呼び出しというか、来ていただきまして、話し合いを持たせていただきまして、当月はやめていただくように、それから過去の分についてを合わせて少しずつでも払える額をお示しいただきまして、400万程度の誓約をいただいているところでございます。

それから、誓約に応じてもらえない方が2名ございまして、これが一応今の段階で100万円程度の滞納者が2名ほどいらっしゃいます。

それから、まだ2カ月、3カ月程度の滞納者が多々ありまして、そこ

らにつきまして今後電話とか訪問、そこらについて進めていきたいと。

それから、誓約をいただいた方、それから誓約に応じていただけない、話し合いにも応じていただけない方がありますので、今後、法的な措置を含めた対応をどのようにしていくのか、検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺委員長

川角委員。

○川角委員

今聞かせていただきますと、非常に努力をされておるということは理解できます。このような未済額につきましては、やはり小さい間に整理をしていかないと、だんだん大きくなると払いにいくなくなるというのが現実でございますので、努力はいただいておりますが、今まで以上にまた努力いただくようにということで、終わります。

以上です。

○渡辺委員長

今村委員。

○今村委員

成果表の115ページの宅防事業のことについてお伺いいたします。

16年度、こういう案件があったわけですが、他地域でこれに相当するような特定の場所であるとかというのがあるのかどうか。それから、この事業を導入するについては、何らかの基準的なものがあるのかどうか、そこら辺についてはいかがでございますか。

○沖野建設課長

委員長。

○渡辺委員長

沖野建設課長。

○沖野建設課長

宅防事業の実施箇所でございますが、現在計画しておりますのは、高宮町の梶矢地区で1工区、2工区を現在進めておるところでございます。

これからの予定につきましては、国土交通省との協議も必要になってまいります。当該箇所につきまして調査をしてみたいと思っております。

また、主に三次市作木町におきまして、この事業は多く実施されております。非常に狭隘な箇所ございまして、農地が築堤によって大きくつぶれるというような箇所では非常に有効な事業ではないかと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長

金行委員。

○金行委員

1点お聞きします。

16年度は、合併して初年度の年でいろいろ持ち込みの事業があつて、見させてもらうと大変でしたが、トータル的に中でもですね、毎年ですが、公共土木災害の、この成果表で117ページの災害復旧事業でございます。ことしも台風がございまして、16年度もこうあつて、県からの査定で非常にこの工事が査定の間おくれるんですね。その間、住民の方はすごい心配なんで、そこらの考え方をね、毎年のことですが、そこらの間を仮に手当てをされておるんですね、そこらの査定の間の空間ですね、そこらの考え方はちょっとどういう考え方でいらっしゃるか。早う

査定して、早う直してくれりゃあこしたことはないんじゃないだろうが、そういうわけにもいかんし、そうはいつでも市として投げておくわけにもいかんし、16年度だけじゃないんです。17年度もあるんですが、その考え方をね、そこらの気持ちをどういう考えでいらっしゃるのか。これは、そういう災害に遭われた方は非常に夜も寝れんというような状態も聞くこともあるので、また雨とかもございますし、そこらの考え方をどういう考え方でおられるのか、1点お聞きします。

○沖野建設課長 委員長。

○渡辺委員長 沖野建設課長。

○沖野建設課長 ご指摘のように災害復旧事業につきましては、国庫負担法によります負担をいただきたいと思いましたが、どうしても査定を受けなければいけないということで、その間、長期にわたりましてご不便をおかけしておると認識いたしております。

復旧方法につきましては、どうしても危険な箇所につきましては応急復旧という工法もございます。また、家屋などがある箇所につきましては、土のうをついたりして被害の拡大を防ぐということも可能でございます。そういった箇所につきましては、今後十分調査をして速やかに対応していくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 金行委員。

○金行委員 今課長からそういう答弁をいただいたんですが、それは査定ですからね、国から銭をもらわにゃいけん、県からも銭をもらわにゃいけん、それはすぐはできませんが、それに遭われた部分へ時々巡回ですかね、その危ない箇所にはそういうものを行って、そういうことを投げておるんじゃないとか、こういうように説明してあげたら、またそこに住んでおられる方もご安心されるということです。そこら辺の配慮をしてあげるように要望して終わります。答弁は要りません。

○渡辺委員長 ほかに。

入本委員。

○入本委員 住環境整備に非常に努力をしておられることと思うんですが、16年度の予算は5兆の予算の持ち合わせで、中途で見直しをかけるような発言が大体この全般の予算にあったと思うんですが、建設部分だけにこういうことを聞くのも酷なのかもわかりませんが、見直しをかけられて成果があった分があるか。それとも、もう16年度の当初予算のままで執行されたのか。中途で見直しをかけて成果があった事業があれば、お知らせいただきたいと。

それから2つ目に、国、県の事業は、市の方ではなかなか入札とかそういうものが目に見えないケースがあって、市として連携をとってやった方がいい場合も多寡にあると思うし、そのあたりの住民情報とか市民の関係ですよね、そこらの連絡網的なものは、県、国の方がやる事業について市の方が把握できて、それに対応した事業をされているのかどう

か、その連絡網がうまく運用されているのか、その点をお聞きします。

それから、地元業者を優先してもらっているのは重々よくわかるわけなんです、市内業者並びに地元業者のときに、下請という項目があるのかと思うんですが、そのときの下請業者が市内業者であるのか、それともまた市外に行っておるのか、そこらのチェックをされる方がいいというのは、このたびのテレビで話題になっておるように、そういう信頼関係ということになると、やっぱり地元業者というものは親切というか、信頼のもとに責任のある施工をすると思うんですが、よそがせんという意味じゃないんですが、下水の方ではそういう苦情があるわけなんです、その点は地元業者を優先されているのは重々わかるわけなんです、市外の業者並びに地元業者がとった場合でも、下請されるときのチェック網ができていないのか、できていないのか、伺うものでございます。

それから、政策の空家対策というのは、非常に私も感心するところでございますけど、全体の一画がそういうふうな、全戸が立ち退かないとそこに住宅ができないという欠点もあるような気がするわけなんです。それで現在、若者定住という意味を含めましたら、ある地域、どの地域がどういうふうになっているか、私も知らずに言って失礼な部分があるのかと思うんですが、できれば競売を、土地をかければですね、そこに若者定住、子供さん持ちとか若い者夫婦のときには土地を安くしてあげて、競売してあげて建てるということになれば、土地を買って家を買うというたら非常に高くつくわけなんです、そういう政策をとられる予定があるかないか、そういう予定地があるかないか、そのあたりをお聞きするものでございます。

以上です。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 まず、1点目の事業の途中で見直しという件は、当初計画していたものの構造等を見直すという意味で見直しということで理解をしているんですが、それでよろしゅうございますか。

○入本委員 予算的な措置が、数字が、不用額が出たりしますよね。そこらを見直すという意味で予算的な措置、その成果です。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 予算的措置につきましては、基本的には当初計画したものをやはり実施をしていくというのが原則でやってきております。ただ、状況に応じては、そこらの事業間の調整は行い、早くできるところについてはそういう対応も考えてきたところでございます。

また、県、国との連携でございますが、これはそれぞれ年1回、事業調整会議的なものを持つ中で、やはり状況・条件に応じて連絡調整をしながら、事業の進捗を市と連携をとっていただくようにしているところでございます。

それから、市内業者の下請ということにつきましては、先般来そういういろんなことも再々出ておる中で、実は契約する際にそういうことに

ついて十分契約条項として指導をするようにということで、ただ、これを義務づけるわけにはまいりませんので、そういう意味での指導は現在行っているところでございます。

それから、空家対策でございますが、先ほども申し上げましたように、やはり今かなり老朽化する中での住宅の整備が今後の大きな課題でございますが、中でもご指摘のように、若者定住ということが今後大きな課題となっております。合併前から高宮町においては、この定住住宅というのを取り組んでおられまして、現在、これらをやはり基本とした考え方の整理、あるいは今話にございましたように、住宅を建てるのではなく、土地等の提供が可能かどうかということもあわせて、今後の課題として今研究をしている状況でございます。

いずれにいたしましても、今後、若者定住対策ということで、住宅施策について十分検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○渡辺委員長

入本委員。

○入本委員

今のように途中で成果があったというのがあったと言われるのですが、具体的なことをもし言っていただければありがたいんですが、何も執行する上において考えずにやっておられるとは思わないわけなんです。ただし、ここの事業については、こうしたからこういう成果が出たというような形を具体的に言っていただくのが、我々とすればチェックしたかがあるなというように思うわけですし、また担当課としてもやったかがあるなというふうに思うわけなんです。それで、具体例があればお知らせいただきたいと。

それと、国、県で年に1回の調整会議があると言われてたんですが、実行しておるときに、これは年度数が違うかもわからないんですが、ガードマンがおるという説明があったのに、ガードマンがおらんかったりとかですね、先日言いましたように、また環境的ないいところで名所でありながら、欄干がツートンカラーになっておるとかですね、そういうのはやはり連携をとれば解決する問題等があるかと思うんですよ。それが年に1回では、やはり進行状況をチェックしながらですね、やっぱり市としても国、県に要望すれば通ることもあるかもわかりませんし、また市として計画を入れなきゃいけないと。年に1回の調整会議だけではちょっと少ないというのと、それから追跡調査をどの程度されて見られておるかというのが知りたいわけなんです。そういう点をちょっと2点ほど聞かせていただきたいと思います。

○渡辺委員長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時40分 休憩

午後1時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長

再開いたします。

○金岡建設部長 委員長。  
○渡辺委員長 金岡建設部長。  
○金岡建設部長 事業関係については、担当課長の方からちょっと後ほどご説明をさせていただきます。

県と国との連絡調整という分につきましては、年に1回というのは、その年度の事業調整ということでございます。今具体的な話が出ましたことについては、それぞれ事業実施する中で話をしておりますが、いろいろ用地補償等についてはそれぞれの状況においてやっていったり、また工事等についてはその状況によってやっておりますが、追跡調査ということでなく、事業の進捗等については、協議をしながら交渉等を進めるという状況で事業に取り組んでいるのが現状でございます。

以上でございます。

○渡辺委員長 沖野建設課長。  
○沖野建設課長 事業の見直しをすることによるメリットというご質問でございますが、道路事業の場合におきましては、国庫補助事業でありましたら、補助基本額という枠で参っております。旧町単位では、国庫補助事業でしたら1本か2本しかやってないということで、割と事業間の流用ができないということがございました。また、地方特定道路整備事業につきましても、過疎債などの枠ということで参りまして、やはり市になりますと、事業調整ができることによって事業効果を上げるメリットは出ているのではないかと考えております。

具体的には、用地交渉を進める場合におきまして、一括でないとなかなか事業が進まないというようなこともあるかと思えます。この場合には、有効的に総合的に調整をしながら進めていくメリットが出ておるのではないかと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 入本委員、いいですか。  
○入本委員 委員長。  
○渡辺委員長 入本委員。  
○入本委員 私の質問もアバウトで大変難しい答弁になるうかと思うんですが、

16年度実施されて、16年度は特に支所の持ち寄りの継続事業というのが主体だというふうに、いずれの担当もそうだというふうに聞いておるわけなんです、担当課としてやはり今集中的に成果を上げて、中途半端にあちこち使わん方がいいのは市長の答弁にもありますように、16年度の成果を見て、今後、どこの分野を集中的な計画を持ってやられておるのか。既に17年度を実行しておられるわけですから、17年度の事業経過を見られて、特にこういうところを集中したい、また課題があればお願いしたいと。町別で結構ですので。特にこの町で、ただ甲田町を重点的にというような形で結構ですので。

○渡辺委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~


午後1時46分 休憩

午後1時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。  
金岡建設部長。

○金岡建設部長 ただいまのご質問でございますが、やはり各町から引き継いだ継続事業をどうしても優先するという中で、余りこれとこれというのは非常に申し上げにくいのですが、ここの表に載っております継続事業については、各町の重点事業というふうにとらえていただければ結構だと思います。その中で今課長が申し上げましたように、例えばそれぞれの個々の国庫補助事業、あるいは地方特定道路整備事業の中でより用地等の条件が整ったところについては、用地が難航しているところから予算を優先的に割り振りをさせていただくというようなことは、合併後、比較的融通がきくという状況で、本来はどれも進めさせていただきたいんですが、そういう経緯の中では、やはり各町が持ってこられておりますものを最優先していくということをご理解を賜りたいと思います。

○渡辺委員長 ほかにありますか。  
〔質疑なし〕

○渡辺委員長 質疑ないようでございます。  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩とします。  
この時計で2時まで休憩。

~~~~~○~~~~~

午後1時48分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。  
続いて、認定第6号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。  
所管部長から概要説明を求めます。  
金岡建設部長。

○金岡建設部長 それでは、平成16年度公共下水道事業特別会計の決算の概要でございますが、歳入総額は3億6,598万5,000円で、歳出総額が3億2,017万5,000円でございます。歳入歳出差し引き額は4,581万円でございます。  
事業概要としましては、公共下水道管理施設、浄化センターの維持管理業務と吉田都市計画区域内での認可区域における下水道管路整備が主なものでございます。  
詳細につきましては、下水道課長よりご説明をさせていただきます。

○新川下水道課長 委員長。  
○渡辺委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長

それでは、決算書によりましてご説明を申し上げます。

事項別明細書の225、226ページをお願いいたします。

まず歳入であります。加入者分担金といたしまして、調定額1,567万7,390円に対しまして、収入済額1,305万円です。収入未済額262万7,390円でした。

使用料につきましては、調定額2,138万9,783円に対しまして、収入済額2,136万8,849円で、収入未済額2万934円ございました。

国庫補助金につきましては、調定額9,000万円に対しまして、収入済額3,437万8,000円、繰り越しにより収入未済額5,562万2,000円でした。

県の補助金はございませんでした。

一般会計繰入金といたしまして、調定額2億7,512万8,000円のうち、2億3,502万8,000円が収入済額で、4,010万円が繰り越しのための収入未済額となっております。

雑入といたしまして、消費税還付金のほか、吉田浄化センターへの汚泥投入料を一般会計より歳入をいたしております。

227ページ、9款の市債でございます。

公共下水道事業債といたしまして、調定額7,540万円のうち、収入済額3,530万円借り入れております。

次に歳出でございます。

229ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費では、人件費などのほかに負担金補助及び交付金で、加入促進での補助金や改造資金、利子補給といたしまして313万4,124円支出いたし、公課費では消費税分といたしまして314万6,200円支払っております。

次に、施設の管理費では、これは吉田浄化センターでの維持管理費となりますけれども、主なものといたしまして需用費、電気、修繕費、消耗品等で844万8,898円。

また、委託料では、施設の維持管理費、また汚泥脱水運搬費、保守点検、水質分析などに5,327万2,422円。

備品購入費では、水質の管理器具等で47万7,215円支出いたしております。

次に、施設の建設費でございますが、平成16年度におきまして管路工事を4工区発注いたし、それに伴います設計等、また事前調査等の業務を実施し、一部を17年度に繰り越して実施をいたしました。

この内訳といたしましては、人件費のほかに工事実施に係ります設計委託、管路工事、マンホールポンプ工事などの工事請負費でございます。また、水道管移転等に伴います補償費を支出いたしております。一部工事を繰り越しておりますので、1億7,163万7,000円を繰越明許費といたしております。

最後の公債費につきましては、元金の償還金利子で、次のページにな

ります、6,684万30円利子分に対しまして、3,721万9,909円を支出いたしております。

次に、繰出金といたしまして705万422円、一般会計に繰り出しております。

この主要施策の成果ということで報告書の147ページをお願いいたします。

現在、公共下水道事業におきましては、国道54号線沿いの管路整備を中心に行っております。国道の占用工事につきましては、掘り返し規制といたしまして、国が新たに舗装をした後は3年ないし5年につきまして工事が規制をされますので、その間、現在、市街地の国での舗装を待ってもらっております、この間、開削工事を実施しているのが現状でございます。

それから、現在の認可区域内の整備率ということでは、半分近くとなっておりますけれども、これから認可区域の拡大を行いながら、可愛地区、あるいは丹比地区への管路整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○渡辺委員長 ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第7号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

○金岡建設部長 委員長。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 それでは、平成16年度特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の概要についてご説明をさせていただきます。

歳入総額は6億7,251万4,000円に対しまして、歳出総額が6億4,150万9,000円でございます。歳入歳出の差し引き額が3,100万5,000円でございます。

事業の概要としましては、甲田町、向原町の下水道管理施設の維持管理業務並びに八千代町におきます浄化センターの建設、管路整備、また甲田町、八千代の管路整備が主なものでございます。

詳細につきましては、下水道課長よりご説明をさせていただきます。

○渡辺委員長 続いて、関係課長から要点の説明を求めます。

○新川下水道課長 委員長。

○渡辺委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 それでは、特定環境保全公共下水道事業特別会計につきまして、事項

別明細書によりまして説明をさせていただきます。

239、240ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、加入者分担金といたしまして、収入済額2,110万円、また使用料といたしまして、調定額6,613万6,696円に対しまして、収入済額6,525万7,286円で、収入未済額87万9,410円でした。

次に、国庫支出金であります。調定額2億3,860万円に対しまして、収入済額1億1,338万2,000円で、繰り越しにより収入未済額1億2,521万8,000円でした。

県支出金であります。調定額510万円に対しまして、収入済額510万円です。

繰入金といたしまして、一般会計繰入金、調定額4億2,890万円に対しまして、収入済額3億6,060万円、収入未済額6,830万円でございます。

次のページをお願いいたします。

7款の繰越金でございますが、収入済額1,020万8,175円でございます。

雑入といたしまして、収入済額2,296万6,520円のうち、消費税還付金といたしまして928万1,620円、その他の雑入といたしまして、これは甲田浄化センターへの汚泥投入料を歳入いたしております。一般会計より1,368万4,900円でございます。

市債といたしまして、公共下水道事業債、調定額1億4,220万円に対しまして、収入済額7,390万円、収入未済額6,830万円でございます。

次に、歳出でございます。

243ページ、244ページをお願いいたします。

1款の総務費5,773万9,560円のうち、職員人件費のほかに負担金補助及び交付金、あるいは受益者負担金への報償金、改造資金の利子補給などに926万747円支出いたしております。

公課費につきましては、消費税として593万6,100円支出いたしております。

2款の施設費、1目施設管理費におきましては、甲田の浄化センター、また向原の中央浄化センターでの維持管理に關します費用でございます。主に需用費、修繕費に2,494万5,852円、また役務費といたしまして、汚泥脱水に係ります運搬・脱水・処分費などに2,216万8,671円支出いたしております。

委託料につきましては、浄化センターの施設管理委託費、保守点検費、また水質分析などに4,807万948円支出いたしております。

また、リース機、あるいは備品購入に71万7,240円支出いたしております。

工事請負費につきましては、不明水の止水工事、あるいはマンホールの段差解消等の工事に202万7,340円支出いたしております。

原材料費といたしましては、甲田町でのメーターボックス、あるいは止水栓などの材料支給費でございます。

施設の建設費につきましては、管路工事の工事に伴います委託料・工

事請負費・補償費の精算、それに伴います事務経費でございます。

工事箇所につきましては、八千代処理区で管路工事を4カ所施工いたしております。また、委託料によりまして、浄化センターの建設を継続して行っております。甲田処理区におきましては、管路工事3カ所、マンホールポンプ設置工事1カ所を施工いたしております。合計いたしまして、1億7,419万3,700円でございます。

委託料につきましては、それぞれの工事に伴います積算業務、あるいは八千代の浄化センターでの事業団委託料が主なものでございまして、8,479万5,950円でございます。

また、吉田処理区におきましては、変更認可の申請書作成業務に支出をいたしております。

補償費につきましては、水道管移設が主なものでございます。

施設費総額、支出済額は3億7,656万3,555円で、工事の繰り越しによりましてそれぞれ2億9,235万5,000円を17年度に繰り越しております。

公債費につきましては、1億9,699万7,523円支出いたし、一般会計への繰り出しを1,020万8,175円といたしております。

次に、主要施策の方での説明をお願いいたします。

148ページでございます。

16年度におきましては、八千代・甲田・向原の処理区で施設管理、あるいは建設事業を実施をいたしております。

八千代処理区におきましては、16年度で終末処理場の建設に着手をいたして、平成19年度供用開始を目指して、この間、管路整備もあわせて進めております。

また、甲田処理区におきましては、処理場の管理とあわせまして、継続して管路整備を実施をまいりました。この処理区におきましては、処理区の拡大によりまして、処理場の増設時期を次に迎えております。

また、向原処理区におきます状況でございますが、これは施設管理が主なもので、現在2つの処理区を1つの処理場で賄っている状況でございますが、現在は処理能力以内での処理ができております。ただし、これから向原南浄化センターの処理場予定地の整備、これを決定をしていく必要がございます。

また、吉田処理区での状況でございますが、現在、公共下水道区域の拡大を見ながら、また新たな事業の展開を図っていく予定をいたしております。現在、処理区の一部を浄化槽整備に切りかえるという整備も取り入れながら、整備のおくれる区域の要望にこたえられるように見直しをしております。

以上でございます。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○川角委員 委員長。

○渡辺委員長 川角委員。

○川 角 委 員 1点だけお伺いするんですが、前項の下水の関係、公共ですね、それからこの特定を含めてですが、非常に収入未済額ですね、これが予算に対して執行率がちょっと悪いように思うんですね。それで、明許も非常に金額が多いというようなことで、住民の方から見れば、公共にしても、この環境にしても、なるべく早くというのが望んでおるところですが、これが補助金の削減によるものか、あるいはまた一方で業務のおくれか、そこらがどこへ起因しておるのか、ひとつそのことについて説明をいただきたい。

以上です。

○渡辺委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 繰越額が多いということで、これは合併以前から、下水道事業におきましては、各処理区におきまして処理場等の建設がちょうど着手をされる時点、あるいは管路整備等もですね、それぞれ難しい工事箇所を残しながらの合併でございました。当然合併後、期間も大変少ないという中で入ってまいりましたので、その着手がおくれた影響が平成16年度にも響いてきております。

それとあわせまして、先ほど説明をいたしました国道等の管路の布設がですね、占用工事が非常に国道との協議に時間を費やすという形の中で、なかなか昨今、交通安全等の影響がかなり厳しく査定をされまして、なかなかスムーズな協議ができないという状況で慎重な協議体制となっております。そういう中での協議に時間を費やしたということ。それからあわせまして、新たな合併ということで、各処理区の地元説明会等も実施してきたわけですが、当然それぞれ処理区を一度に抱えました関係で、それらの住民説明の時間も多く費やし、それに伴って設計業務、あるいは発注業務がおくれたという要件も重なったと思っております。

以上です。

○渡辺委員長 川角委員。

○川 角 委 員 原因は今のよう、その項目ごとにいろいろあるとは思いますが、やはりその計画を立てた段階では、大体予測をして、これぐらいはできるだろうというふうな中で計画をし、予算が立てられるわけだろうというふうに思います。

それで、その事情はあるにしても、建設事業全体として私がいつも感じるのは、どうしても予算決定が県の方とか国とかおりてくるのが遅いと。それで、ほとんど事業をするのが、下水の関係も水道の関係も同じでございますが、やはり非常に天気のいいときには皆遊んでおって、寒くなるとどんどんし出すというのが非常に目につくわけなので、これは制度上いたし方ないといえはいたし方ないんですが、できるだけそのことはお互い綿密な連絡をとりながら、一日でも早い着工をして、できるだけその年に計画をしたものについては、その年でやれる努力はしていただいておりますとは思いますが、そのことを要望して終わります。

- 以上です。
- 渡辺委員長 ほかにありませんか。
- 青原委員 委員長。
- 渡辺委員長 青原委員。
- 青原委員 今未済額のこととちょっと出ておるんですが、使用料ですね、これ、87万9,410円、これのさらっと説明をいただいたんですが、どこの処理区で何ぼあると、何件あると、金額としてどのぐらいというのがわかればお示しを願いたいと思います。
- 新川下水道課長 委員長。
- 渡辺委員長 新川下水道課長。
- 新川下水道課長 未済額でございますが、使用料につきましてご説明を申し上げます。具体的に、公共下水道の使用料につきましては、16年度決算で2万934円、それから特定環境の使用料でございますが、これが87万9,410円、また農業集落排水の使用料でございますが、申しわけない。それから人数でございますが、特定環境公共下水道でございますが、27人、87万9,410円でございます。
- 内訳といたしまして、吉田町4万3,856円、失礼しました。甲田町でございますが45万9,638円、向原町におきまして41万9,772円ということでございます。
- この内訳の中で、既に死亡されておられる方、あるいは市外へ転居されておられる方等もございまして、また分納確約とかそういう形で現在滞納整理をいたしておる状況でございます。
- 渡辺委員長 青原委員。
- 青原委員 はい、ありがとうございます。この使用料について未済額が出るというのは、これからどんどんこういう処理区がふえていくという中で、やはり我が出したものは我が処理するというような観点の中で、とめるというわけにもいかんような状況にありますので、できるだけ未済額がゼロになるように今後努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。終わります。
- 渡辺委員長 ほかにありませんか。
- 入本委員。
- 入本委員 決算書の243ページの施設管理費の中で工事請負費の不用額ですよ、これの内容をお知らせください。予算に対する支出額に対する不用額311万2,000円に対しての。
- 渡辺委員長 1点ですか。
- 入本委員 はい。
- 渡辺委員長 答弁を許します。
- 新川下水道課長 委員長。
- 渡辺委員長 新川下水道課長。
- 新川下水道課長 この工事請負費につきましては、管路を布設した後の舗装等の沈下、あるいはマンホールぶた等の沈下、あるいは盛り上がりによります補修

費等予定をいたしておりました。その中での精算額でございまして、特にやり残したという形ではございません。

以上です。

○入本委員

委員長。

○渡辺委員長

入本委員。

○入本委員

決算をしよるわけですから、具体的な、何カ所どこをしたというふうな、この予算に対しての100万円というのは多いでしょう。そうすると、そういうような説明では、この決算の説明にならないですよ。1円まで出すような中には、どこに何ぼしたというようなことを言っていたかないと、聞いた意味が全く通じないわけなんです。

○渡辺委員長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時22分 休憩

午後2時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長

再開します。

新川下水道課長。

○新川下水道課長

先ほど申しました、これはマンホール等の補修の費用でございましたが、甲田、あるいは向原町におきまして、県道の占用部分に設置をしておりますマンホールの工事箇所でございますが、この中で5カ所程度を市がやる予定をしていたものが、県道の舗装の工事によりまして、県の方で負担をしていただいたということで、この部分につきまして5カ所程度のマンホールのかさ上げ工がなくなったということで、不用額となっております。

○入本委員

委員長。

○渡辺委員長

入本委員。

○入本委員

私が伺っておるのは、そのマンホールの修理ということはよくわかるんですが、甲田で何カ所で幾ら、向原で何カ所で幾らと、これで県の方が見てくれたので不用額が出たと言っていたのが決算では私はないかと思うんですが、そういう答弁をお願いします。

○渡辺委員長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長

再開をいたします。

答弁を許します。

金岡建設部長。

○金岡建設部長

ただいまのご質問でございますが、休憩中にもご指摘ございましたように、説明要員がいながら十分説明できないということで大変申しわけございません。後ほど整理をして提出をさせていただきたいというふう



に思っております。

○渡辺委員長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第8号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

○金岡建設部長 委員長。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 平成16年度農業集落排水事業特別会計の決算の概要でございますが、歳入総額は8億8,858万7,000円に対しまして、歳出総額が8億5,558万1,000円で、歳入歳出差引額は3,300万6,000円でございます。

事業概要といたしましては、市内6町の11の浄化センター施設の維持管理費並びに吉田入江地区の浄化センター整備、また向原地区の機能強化による施設整備と、これに付随します管路整備が主なものでございます。

詳細につきましては、下水道課長よりご説明をさせていただきます。

○新川下水道課長 委員長。

○渡辺委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 それでは、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

253ページ、254ページをお願いいたします。

歳入でございますが、分担金といたしまして、調定額1,803万5,000円に対しまして、収入済額1,692万6,000円、収入未済額110万9,000円でございます。

使用料につきましては、調定額5,980万131円に対しまして、収入済額5,864万6,037円、収入未済額115万4,094円です。

登録手数料につきましては、排水設備工事指定店の新規登録と更新手数料といたしまして64万円、36件分でございます。

また、事業によりまして、国庫補助金として高宮の船佐中央浄化センターの機能調整に係る事業での200万5,000円の県補助金と、向原処理区、吉田処理区での処理場建設、あるいは管路工事に係る事業補助金といたしまして、調定額3億3,989万円に対しまして、2億8,880万円収入をいたし、繰り越し工事によりまして5,109万円が未収となっております。

一般会計によりまして、4億1,030万円収入をいたし、繰り越し分720万円を未収といたしております。

次のページでございますが、繰越金といたしまして、15年度より112万6,783円収入をいたしております。

雑入といたしまして、消費税還付金・加算金、またその他674万3,480円収入をいたし、収入済額1億340万円、繰り越し分といたしまして730万円未済額となっております。

次に歳出でございますが、257ページ、258ページでございます。

総務費5,353万7,961円のうち、人件費のほかに負担金補助及び交付金134万5,679円は、各種協会費のほか下水道加入促進の補助金等でございます。

公課費といたしまして、消費税117万1,100円を支出いたしております。

次に、施設管理費でございますが、各6つの処理区での主に処理場に関します支出でございます。処理場は、農集施設では合計11施設の維持管理をまいりました。

需用費におきましては、各処理場の光熱水費、あるいは修繕費、水道・電気代に2,875万7,966円、また役務費につきましては、通信運搬費のほか、汚泥処理に係ります手数料といたしまして、合計3,859万3,951円支出いたしております。

また、委託料につきましては、主に施設管理の委託費、また電気・機械などの保守点検委託費、その他で合計6,198万2,129円支出いたしております。

使用料及び賃借料につきましては、リース機器のほかに非常警報ケーブル電柱への共架料などがございます。

工事請負費につきましては、管路の補修費、あるいは舗装補修費に193万2,000円支出いたしております。

原材料費につきましては、マンホールぶた取りかえに支出をいたしております。

次に、259ページをお願いいたします。

支出済額4億9,790万1,625円を吉田・高宮・向原処理区での支出をいたしております。吉田処理区におきましては、入江地区の管路工事、また処理場建設に3億5,792万9,060円、高宮処理区におきましては、船佐中央浄化センターの機能調整に403万2,079円、向原処理区におきましては、向井原浄化センター建設、また管路の機能強化対策に1億3,594万486円支出いたしております。

内訳でございますが、人件費のほかに需用費では消耗品や燃料費、印刷製本費に使用いたし、委託料につきましては、工事の設計監理委託料といたしまして3,526万7,400円支出し、一部工事を繰り越しておりますので、1億2,003万7,000円を繰越明許費といたしております。

工事請負費につきましては、支出済額4億3,397万4,500円のうち、入江の処理場建設、これに7,162万円、管路工事に2億3,160万9,000円、また向井原浄化センターへ1億2,395万円、管路工事に290万円、また船佐中央浄化センター機能調整工事に390万円という工事請負費を支出いたしております。

補償補填につきましては、水道管等の移設、あるいは処理場建設での電柱移転補償に係るものでございます。

公債費につきましては、元利、利子合わせまして1億7,115万2,955円支出をいたし、繰出金といたしまして、一般会計へ27万2,783円繰り出しております。

主要施策の説明ということでございます。

151ページをお願いいたします。失礼いたしました。149ページでございます。

この会計におきましては、市内の6町の全域で取り組んでおりまして、11の処理施設によります市内汚水処理を行ってきたところでございます。

16年度におきましては、吉田の入江地区での管路工事に加えまして、処理場建設に着手をいたしております。

また、向原の長田におきまして、向井原浄化センターの建替え工事と管路工事の補修を行ってまいりました。

また、他の処理区におきましては、処理場の維持管理を行ってきたところでございます。

今後の課題ということでございます。

吉田処理区におきまして、入江地区でございますが、平成18年度で供用開始をいたしまして、平成19年度で完了予定でございます。

また、向原処理区におきましては、大変処理場も多く抱えておりまして、今後計画的な機能強化対策を考えていく必要があると思っております。

また、施設管理におきまして汚泥処理を脱水車で処理をし、今後は清流園ではなく市内のコンポスト化施設で最終処理を進めているところでございます。

以上でございます。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 150ページの向原、早うできたけえ、早うできたら早う終わるようになるんじゃが、これ、年数をね、同じですか、向原のは全部。それで、国司やら全部、それ、いつごろ、またどうせ更新せにゃいけんのがいつ来るかというのが見通しがついとりゃあ、これから大変になるのう思うんですが。

いやいや、それはやらにゃあいけんけえ、悪うなったら直さにゃいけん。

○新川下水道課長 委員長。

○渡辺委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 向原の処理場のそれぞれでございますが、まず向原、現在機能強化の工事をしております向井原浄化センターにおきましては、58年に完了しております。今年度完了いたしますので、これからまた引き続き完了していくということです。それから、万念喜におきましては、平成元年に完成をいたしております。それから、坂上地区の浄化センターでございますが、これは平成7年でございます。それから、長田の浄化センターにおきましては平成11年、戸島におきましては平成11年ということでございます。

- 渡辺委員長 ほかにありますか。
- 青原委員 委員長。
- 渡辺委員長 青原委員。
- 青原委員 先ほども使用料の分を言うたんですが、言わにゃあいけんときに言わんこうにおいて、また同じような質問をするいうのもあれなんですが、委員長の方から質問をしていただきたいと思います。
- 渡辺委員長 言うてください、そっちから。委員から質問してください。
- 青原委員 言うてくれ。同じことを何遍も言わすないうて言いたいんよ、わしは。
- 渡辺委員長 いや、そのことを質問してください。
- 青原委員 いや、ほいじゃけえ、そのことをさっきのように説明をしてくれにゃあいけんと言うとるんや。
- 渡辺委員長 使用料のね。
- 青原委員 これだけ多いというのはおかしいんでね。
- 渡辺委員長 収入未済額の説明ですね。
- 青原委員 そうです。
- 渡辺委員長 答弁を許します。  
新川下水道課長。
- 新川下水道課長 それでは、農業集落排水の使用料でございますが、115万4,094円が未済額ということでございます。これは合計21名の方の滞納ということでございますが、それぞれ吉田町におきましては4万3,856円、八千代町におきまして9,219円、それから高宮町におきまして4万9,560円、それから向原町におきまして105万1,459円ということでございます。  
現在、内容的に申しますと、分納整理中が5名、市外へ転居されている方が1名、あるいは死亡、居所が不明な方が3名、自己破産が2名等でございます。
- 渡辺委員長 青原委員。
- 青原委員 それと分担金の110万9,000円、この分担金というのは、どう言ってもいいか、入るときに払うお金だろうというふうに思うんですが、納得ずくで入るのであれば、ここへ未済額が出たらおかしいような気がするんですが、無理やり入れたということなんですかね、これは。ああいう解釈しかできんのじゃがね、これは、未済額が出るというのは。そこらあたりをちょっとお聞かせを願いたいと思います。
- 新川下水道課長 委員長。
- 渡辺委員長 新川下水道課長。
- 新川下水道課長 これは、公共下水道の方にもあったわけでございますが、吉田町の場合におきまして、他町とこの負担金のやり方が、現在も旧町の制度を引き継いでおりますので違っているということでご説明をさせていただきます。  
吉田町の場合に、公共下水道事業を始める中で負担金の賦課をする時期というのが、供用開始ができた時点で、すべてその地域にかかわる人

に對しまして調定を起こすようにしてまいりました。そういう中で3年間をめぐりに加入をしてくださいよというのが、下水道法で言っておりますので、そういう中でお願いをしておるわけでございますが、その間に死亡されたり、あるいは他へ転居とか、そういう形の中で滞納発生しているのが現状でございます。

他町におきましては、供用開始をしまして、本人さんが下水へ加入する意思があった段階で調定を起こされておりますので、原則的に滞納というのは発生しないわけでございますが、吉田町の場合、公共下水道事業の場合は都市計画法の事業決定もされております。そういう中で厳しいやり方といいますか、通常そういう形で供用開始がされますと、その地域に全部お願いをするという形をとっておりますので、この制度の影響で若干そういう滞納が生じているのが現状でございます。

○渡辺委員長 ほかでございますか。

今村委員。

○今村委員 今後の課題というところで、老朽施設が、向原の場合ですが、機能強化を含めなされてきておるわけでございますが、最後にこれらの施設を、小規模なのが余りにも数が多いので、それを統合して合理的な処理場運営が望まれるというふうにあるわけですが、実際に統合といえば1つか、あるいは二、三カ所に統合するのかなという思いがあるんですが、可能な事業なんでございますか、どうなんですか、これ。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 ただいまのご質問でございますが、特に向原等におきまして非常に数が多いという中で、これは旧町時代の状況を少し話させていただきますと、こういう整備をする中で、やはり下水道整備計画を立てました。これはいろんな事業で早期にやるという前提の中では、農業集落排水、あるいは特定環境保全公共下水道を取り組みながらやってきたわけでございますが、そういう中でその当時の話とすれば、当面の施策としては、それぞれ早期にその地域の農業集落排水事業等をやるのが妥当であろうというのが、圃場整備等と一緒にやってきておった関係で。ただ、これはその当時の経済情勢、社会情勢を勘案すると、現時点では少し合わないかもわかりませんが、一定の期間が過ぎて、施設の更新等になった場合は、ある程度その施設を統合するのがやはり将来の維持管理については妥当ではないかというようなことも、その当時ございました。

そういう中で、これらをつくった施設は、将来にわたって管理をしていく必要がございますので、そこらも踏まえて将来的にそういう使用が可能な状況が来ましたら、やはり統合し、効率的な施設の運営に持っていきたいというのが、ここに書いてある主な内容でございます。

○渡辺委員長 ほかにありますか。

ありませんか。

〔質疑なし〕

○渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。  
ここで、この時計で3時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時56分 休憩
午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。  
続いて、認定第9号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。  
関係部長から概要説明を求めます。

○金岡建設部長 委員長。  
○渡辺委員長 金岡建設部長。  
○金岡建設部長 平成16年度浄化槽整備事業特別会計の決算の事業概要でございますが、市全体の早期水洗化を行うため、浄化槽の整備を進めておるところでございます。  
事業の詳しい内容につきましては、下水道課長よりご説明をさせていただきます。

○新川下水道課長 委員長。  
○渡辺委員長 続いて、関係課長から要点の説明を求めます。  
新川下水道課長。

○新川下水道課長 浄化槽整備事業特別会計につきましては、主要施策の成果によります説明書によりましてご説明をさせていただきます。  
151ページでございます。

浄化槽に関しましては、市内6処理区のうち2つの整備手法で取り組んでまいっております。1つは個人の浄化槽に市が補助金を出していくもの、またもう一つは市がみずから設置をし、管理をしていくというものでございます。

合併後、平成16年度におきましては、吉田町の処理区におきまして補助金の制度も残っているわけでございますが、これからのスタンスといたしましては、全市におきまして、市がみずから設置をし管理をしていく浄化槽の整備に取り組んでいきたいと考えております。

なお、一部集合処理区域内におきまして、普及を早めるという中で補助金の制度も一部残していきたいということでございます。

決算の実施内容でございますが、16年度におきましては、浄化槽におきまして1,455基の維持管理を行ってまいりました。また、建設費といたしまして、全処理区におきまして163基の浄化槽を設置してまいっております。それに伴います実施費用を決算をいたしております。

これからの課題ということで掲げておりますけれども、浄化槽整備におきましては、維持管理が重要な課題と考えております。そういう中で、使用者に対しましてそういった利用の啓発、また維持管理業者に対しましても業者指導が必要と考えております。

また、一般会計でもありましたように、浄化槽汚泥の処理につきまして、現在、安芸高田清流園で処理能力が限界であるという問題につきましては、現在、吉田、あるいは甲田の公共下水道の処理場へ臨時に投入いたしておりますけれども、これらにつきましても、今年度そういった一定の方向性を出していきたいと考えております。

また、汚泥脱水車によりまして、農業集落排水施設からの汚泥を軽減していくという形で考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○明木委員 委員長。

○渡辺委員長 明木委員。

○明木委員 使用料・手数料について収入未済額があるんですけど、それについての詳細説明をお願いします。

○新川下水道課長 委員長。

○渡辺委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 決算におきまして、使用料の収入未済額36万9,180円の内訳でございますが、合計10名の未済となっております。

内訳といたしまして、高宮町の36万5,085円、また甲田町でお一人、4,095円、合計36万9,180円でございます。

○渡辺委員長 ほかにありませんか。

○入本委員 委員長。

○渡辺委員長 入本委員。

○入本委員 1点お伺いします。

この浄化槽の設置事業者ですよね、これは甲田町の場合は何十社、60社か90社か知らんけどあったんですが、これを市内業者に限定するということは法的に難しいんですか。

○渡辺委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時 5分 休憩

午後3時 7分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。

新川下水道課長。

○新川下水道課長 現在、浄化槽につきましては、これは基本的には申請者の方が業者さんを選ばれて、その業者に対しまして市の方が随意契約を行っている、こういった形で工事を実施しております。その資格につきましては、現在、財政課の方で指名願いを出していただいております業者から選んでおります。その中での資格といたしますのは、市が指定をしております排水設備の工事指定店というのがあります。

この資格につきましては、広島県が全体で全県統一して各3地区に分

けまして、こういった排水設備の試験を行っております。これの試験につきましては、各市から代表で協議委員を出しまして試験問題等をつくりまして、その中で試験をし合格した方が排水設備の工事資格を持つという形になっております。その中から、市に対しまして工事の指名願いを出していただいているのが現状でございます。

浄化槽につきましては、合併後、各業者に対しましては、経営審査を行っている業者に対しまして、この工事の資格を与えているのが現状でございます。

法的に市内業者に絞るとかですね、そういう形の解釈でございますが、そういった資格を広島県内で統一して行っておりますので、当然各業者はそれぞれの自治体に対しまして指名等、それぞれ自由に行っているのが現状でございます。

○入本委員 委員長。

○渡辺委員長 入本委員。

○入本委員 ちょうど総務部長がおられるので、管轄の管財課の方のこれは担当だろうと思うんですが、できればそこらの制約ができるものかどうか研究した成果があれば要望して、終わります。

○渡辺委員長 ほかにありませんか。

青原委員。

○青原委員 今後のことになるかと思うんですが、こうして今財政難の中で浄化槽の設置がだんだんふえてくるんじゃないだろうかというふうな中で、市が設置して、市が管理、使用料をいただくという状況の中で、それ以前に設置をされた、個人的に補助金も何ももらわずに設置をされた方の処遇について何かご見解があればお聞かせ願いたいと。

といいますのも、やはり団体でやった方がこれから管理運営が楽になってくるんじゃないだろうかという思いの中で、今までつけられた方が、「わしは個人でやるよ」と言われるのか、それとも「市に任せて、市で管理して使用料を払うよ」とかというようなことがあろうかというふうな思いがしますので、そこらあたりの見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○渡辺委員長 新川下水道課長。

○新川下水道課長 これは現在、合併後に市の制度といたしまして、個人でそれまで自費でつくられた浄化槽につきまして、市の方に預けて管理をしてくれと、使用料を払いますよという希望の方がおられましたら、市の方はある程度条件を整備いたしまして引き取っております。

その内容といたしましては、一度全量を抜き取っていただきまして、浄化槽の内部を点検して、たまに壊れていることがありますので、そこらの点検をし異常がなければ、これを引き取るような形で現在制度を設けて、これまでも何度か広報等で啓発はしている状況でございます。

以上です。

○渡辺委員長 青原委員。



- 青原委員 今の考え方は妥当じゃなからうかというふうに思うんですが、今の個人的に設置されておる方については、「やはりわしがつけたんじゃけえ、市が管理してもらえるんなら、多少でも補助金でももらいたいよの」というような思いがあろうかというふうな思いがしますので、そこらあたりの精査も一緒にできるわけですかの。そこらあたりはどうですか。
- 渡辺委員長 新川下水道課長。
- 新川下水道課長 この制度が始まった形は、旧吉田町では一部やっておったわけですが、新市になりまして新たに開始をした事業でございます。それまでにかかった費用もですね、そういった何らかの手助けができるかといひますと、それは現在はしておりません。
- 渡辺委員長 青原委員。
- 青原委員 市で管理する場合には、分担金という形で何ほかの下水道と同じように30万なら30万もらうようなことでやるわけですよ。それは、今までつけておられる方については免除というような形になるんですか。そこらあたりはどうですか。
- 新川下水道課長 委員長。
- 渡辺委員長 新川下水道課長。
- 新川下水道課長 ですから、今負担金につきましては、22万円の負担金をいただいて市が設置しておるわけですが、個人でつくっておられる方の浄化槽をいただく場合は、負担金はいただいておりません。使用料によって管理をいたしております。
- 渡辺委員長 ほかにありませんか。  
〔質疑なし〕
- 渡辺委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
続いて、認定第10号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。  
関係部長から概要説明を求めます。
- 金岡建設部長 委員長。
- 渡辺委員長 金岡建設部長。
- 金岡建設部長 平成16年度コミュニティ・プラント整備事業特別会計の決算の概要でございますが、事業の概要としましては、甲田町吉田口地区におきまして、管路布設整備並びに施設建設を行っているところでございます。  
詳細につきましては、下水道課長よりご説明をさせていただきます。
- 渡辺委員長 続いて、関係課長から要点の説明を求めます。  
新川下水道課長。
- 新川下水道課長 コミュニティ・プラント整備事業につきましては、甲田処理区の吉田口地区での集合処理によります2カ年での事業を実施してまいりました。説明書によりますと、153ページをお願いいたします。  
処理対象人員は168人ということで、現在、これは環境省での事業に

よりまして補助率3分の1の事業でございます。

処理方式は、接触ばっ気方式ということで、これは浄化槽を大型化した形と考えていただいて結構と思います。

決算の概要でございますが、このコミュニティ・プラントの事業によります施設の用地買収費、あるいは建設費を事業費として支出をいたしております。これは現在、既に大まかに完成をしておるわけでございますが、平成18年の4月供用開始を思っております。検査を待ちまして、これから内部設備等の調整をしながら4月の供用開始を予定をいたしております。

課題ということで掲げておりますが、処理場自体の設備は比較的簡単ということで、吉田口地区のような家屋が連担したような地域につきましては、非常に効率がいいと思われま。

以上です。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第11号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係部長から概要説明を求めます。

○金岡建設部長 委員長。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 平成16年度簡易水道事業特別会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

事業概要といたしましては、市内6町での水道施設の維持管理業務のほか、吉田丹比・可愛地区の管路整備、八千代地区の管路整備、美土里町横田地区の水源調査、高宮町川根地区の施設整備、また甲田高地長屋地区の管路整備などを行っております。

詳細につきましては、水道課長よりご説明をさせていただきます。

○渡辺委員長 続いて、関係課長から要点の説明を求めます。

○岸野水道課長 委員長。

○渡辺委員長 岸野水道課長。

○岸野水道課長 それでは、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計の決算について要点のご説明をいたします。

説明資料の154ページと決算書の293ページをよろしく願いいたします。

水道使用料金の状況でございますけども、給水区域、給水戸数、区域内人口、給水人口、有収水量、調定額を記載いたしております。

決算書の方でございますけども、分担金及び負担金が収入額が3,254万7,750円となりました。これは、新規加入者分でございます、吉田

地区が231件、八千代が7件、美土里が17件、高宮が36件、向原が73件で、合わせまして364件の加入がありました。

続きまして、使用料及び手数料でございますけども、調定額1億8,117万3,418円に対しまして、収入額が1億7,429万5,776円となりました。なお、不納欠損額といたしまして6,020円でございますけども、行き先不明のため3件ほど不納欠損をお願いいたしております。

それと、収入未済額687万1,622円となりました。平成15年度はおおむね930万円でありましたけども、16年度におきましておおむね2,400万円の減となりました。

3款の国庫支出金でございますけども、調定額3億8,821万9,000円が、収入済額3億3,009万9,000円となりました。収入未済額につきましては、事業費の繰り越しによるものでございます。

それと簡易水道事業、簡易水道の施設、簡易事業でございますけども、単独事業としまして光熱水費、修繕費を計上いたしております。

なお、修繕費につきましては、吉田地区が2件、美土里が7件、甲田が6件、八千代給水区が50件、高宮給水区が7件、向原給水区が47件となっております。

委託料につきましては、済みません、155ページの説明資料でございますけども、水質検査の委託、検針の委託、また負担金といたしましては、簡易水道協会への負担金を払っております。

また、公課費でございますけども、消費税の還付金確定分を支払っております。

施設建設費、簡易水道の施設整備事業でございますけども、ここに掲げております丹比・可愛地区の新設、八千代地区の生活近代化事業、それと横田地区の調査業務1件、それと川根地区の生活近代化事業でございます。これは16年度で完了いたしました。

続きまして、高地長屋地区の営農飲雑事業でございますけども、これも旧町からの継続事業で、18年度、19年度まで継続の予定でございます。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○渡辺委員長

成果。

○岸野水道課長

失礼しました。成果でございますけども、ここに掲げていますように、16年度末の給水人口が1万1,662人、給水人口が8,452人で15年度末に比べまして給水人口が258人増となっておりますが、これは給水区域内の普及率の向上のため、給水人口がふえたものと思っております。

今後とも水道事業として安全で衛生的な水を市民の方々に安定的に供給できるよう、今後もより一層努力しながら安心して飲んでいただける水を供給したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で要点の説明を終わります。

○渡辺委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

赤川委員。

○赤川委員 1点ほど伺いますんですが、先ほど説明があったんですが、ちょっと私もよく聞かなかったですけども、先ほどからいろいろ使用料または手数料の未済額の説明をいろいろ求めておるわけでございますけれども、今回6,020円という不納欠損が発生しておるということで、今3名って何か言われたと思うんですが、その不納欠損の今までの経過と原因はどうだったかということをもう一度説明を求めます。

○渡辺委員長 岸野水道課長。

○岸野水道課長 不納欠損6,020円でございますけども、自治法236条第1項によりまして不納欠損をいたすわけでございますけども、これが3件でございます。その行き先が不明のため追跡調査ができないということで、3件で6,020円ほど落とさせていただきました。人的には3人です。件数は3件です。よろしくをお願いします。

○渡辺委員長 よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 先ほど自治法という言葉が出ましたけれども、これは水道、上水に係ることしか書いてないんですか。例えば下水でも、先ほど未済の中で死亡とかというような言葉がありましたけれども、それはこの適用にならないのかどうか、再度お願いします。

といいますのは、先ほど今まで説明がありました特別会計の中で、既に措置しなくてはならないような状況にある金額が未済に上がっているんじゃないかというふうに思えるんですが、そのところ。

○渡辺委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時35分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。

答弁を許します。

岸野水道課長。

○岸野水道課長 先ほどの不納欠損でございますけども、自治法上はそういうふうになっております。それで、この給水区がですね、これは八千代給水区なもので、それで5年間ほど市内におられないということで落とさせていただきました。本来、市内在住される方でありましたら、不納欠損をせずつうと滞納を根気よく続けていきますけども。

○渡辺委員長 塚本委員。

○塚本委員 この特別会計にかかわる会計で、先ほど今岸野課長が言われたような状況で判断すると、不納欠損にしなくてはならない会計がまだ今までの中であったんじゃないかと思うんですよね。そこらのところはどのようにされるのか、お聞きいたします。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 ご指摘のように、不納欠損については十分慎重にやらなければなら

いということですが、他会計での問題については、今後十分そこの連携をとりながらやらせていただくということで、この件につきましては追跡調査をしながら、どうしても整理ができないという、しかも下水道とはセットになってなかったということで、そういう整理をさせていただいたわけですが、他の公共下水道関係等、やはりこういう旧町時代からの使用料の滞納が来ておりますので、そこらは十分内容を精査しながら、不納欠損等について今後連携をとりながらやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○渡辺委員長 加藤委員。

○加藤委員 横田地区の水源調査を16年度にしたということですが、その結果と、今後この地区をどのように水道整備を続けていこうとされておられるのか、お聞きします。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 横田地区でございますが、ご指摘のように水源調査をさせていただきました、16年度で。ただ、これでも地区全体を賄う十分な水量がないということで、最終的にここを引き続き水源調査を重ねても非常に経費がかかるばかりで、一定の考え方を整理をする必要があるということで、17年度になりまして、現在、これまで調査した中の水源を利用して、ある程度規模も縮小しながら、非常に水に困っておられるところを中心に簡易水道の整備等ができないかということで、17年度におきまして、ちょうどこの湯水期が調査時期でございますので、これまで調査した水源の詳細な水量、あるいは水質の調査を行っているところでございます。そこの結果が出ましたら、今後、国等の補助事業等を受けるべく研究を、現在もしておるわけですが、あわせて進めていくような考えであります。

以上でございます。

○渡辺委員長 加藤委員。

○加藤委員 この地区は非常に水で苦労しておるところで、旧町時代から試掘いいますか、ボーリングはもう何遍もやって、うまくいってないわけです。同じことを何か今からも続けられておったんでは、なかなか解決しないと思うので、またほかの方法でもあれば考えて、早期に整備ができるようお願いしておきたいと思えます。

○渡辺委員長 ほかに。

今村委員。

○今村委員 決算に特に関係はないかと思いますが、せっかくのあれですので、いわゆる簡水事業で新規に施設をする場合に、往々にして二、三千万以上の工事に関しては、土木業者がやるケースが非常に多いように思うわけです。水道事業者は、日ごろの管理上リスクのために当番まで決めて面倒を見ていると。しかしながら、実際の受注機会になった場合には、それこそ低額の工事のものしか請けられないんだというような現状を訴え

られたことがあるわけです。そこら辺について、実際に今まで土木業者がやった事例の中で、多分トラブルもあっただろうというふうには思うのですが、そこら辺の考え方について当該の事業部とすればどういうふうにお考えか、そのご意見をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 ご指摘のように合併しまして、いろいろ各町での取り組みと新しい市の入札指名制度は違っておりました。そういう中で、いろいろご意見を聞かせていただきました。基本的に旧町では、水道施設は業務的には水道というような取り扱いをされていたところもあるようですが、いろいろ統一をする中で基本的には、要旨としては土木一式であるという見解から、土木業者の資格を持った方が入札参加をされているのが現状でございます。

ただ、そういう中で、日ごろから非常に維持管理も含めてやっていただいております業者の方のことについての対応ということで、現在では3,000万以下のものについては、やはり地域で非常にご努力・ご協力をいただいております方をある程度優先的に入っていただくということも考えて、実施をさせていただいているところでございます。

○渡辺委員長 今村委員。

○今村委員 それは今年度になって、そういったような方向になりつつあるというふうにご説明してよろしゅうございますか。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 既に実施をさせていただいております。

○渡辺委員長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第12号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係部長から概要説明を求めます。

○金岡建設部長 委員長。

○渡辺委員長 金岡建設部長。

○金岡建設部長 それでは、平成16年度飲料水供給事業特別会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

事業の概要といたしましては、高宮町の下福田・すだれ2地区の維持管理業務が主なものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明をさせていただきます。

○渡辺委員長 続いて、関係課長から要点の説明を求めます。

○岸野水道課長 委員長。

○渡辺委員長 岸野水道課長。

○岸野水道課長 それでは、飲料水供給事業特別会計の決算について要点の説明をいた

します。

説明資料の158ページをお願いいたします。

実施内容につきましては、水道使用料等の状況でございますけども、給水戸数60戸、区域内人口147人、給水人口138人、有収水量9,845立米、調定金額201万6,720円でございます。

飲料水供給施設管理事業でございますけども、役務費、需用費、光熱費、修繕費、通信運搬費、委託料、合わせまして319万1,531円となりました。

成果と課題でございますけども、簡易水道事業と同様でございますけども、安全で衛生的な水を安定的に供給することを原則として今後とも頑張っていきたいと思っております。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 水道使用料についての収入未済額ですよ。この成果の方では、前年度に比べて6万2,000円減額ということであるんですが、この4万3,000何ぼ、どういうあれですかね、この要因はどこにそういう結果が出ておるんか、ちょっと。

○岸野水道課長 委員長。

○渡辺委員長 岸野水道課長。

○岸野水道課長 4万3,220円でございますけども、毎回2人ほどおられます。それで、17年度の10月末現在でございますけども、調定額4万3,000円、それで徴収累計が3万5,000円、それで滞納額が8,000円と、10月末現在では今徴収しておるところでございます。

○渡辺委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時50分 休憩

午後3時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 再開いたします。

先ほど入本委員さんのご質問で不用額の説明を求められた件に答弁があるそうです。

箕越主幹の方から。

○箕越主幹 先ほどの入本委員さんの質問でございますが、特環の節15の工事請負費の202万7,340円の件につきまして、内訳が76万7,340円、これは向原

中央浄化センターにおけるばっ気ブローアの維持修繕工事、もう一件は126万円、下水道マンホールかさ上げ、これが11カ所施工されて支払いをされております。これはいずれも向原町の内容でございます。

回答がおくれましたこと大変申しわけございませんでした。  
以上です。

- 渡辺委員長
- 入本委員
- 渡辺委員長

入本委員。  
暫時休憩でお願いします。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時53分 休憩

午後3時54分 再開

~~~~~○~~~~~

- 渡辺委員長

再開いたします。  
箕越主幹。

- 箕越主幹

先ほどのまた質問でございますが、先ほど5カ所というのは、不用額の中のうちの5カ所ということでご理解をいただきたいと思います。

- 渡辺委員長

入本委員。

- 入本委員

県の予算を使って不用額を出されたことは、職員の業績の評価につながると思いますので、その点をつけ加えて終了します。

- 渡辺委員長

以上で終わります。  
暫時休憩といたします。  
4時5分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 渡辺委員長

再開します。  
続いて、認定第2号、平成16年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、議会事務局所管の部分の審査を議題といたします。

事務局長から概要説明を求めます。  
増本事務局長。

- 増本事務局長

16年度の概要につきまして、事務局次長の方から説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

- 光下事務局次長

委員長。

- 渡辺委員長

続いて、要点の説明を求めます。  
光下事務局次長。

- 光下事務局次長

失礼いたします。平成16年度安芸高田市一般会計のうち、議会費についての説明は、決算書の方は67ページでございますが、主要施策の方で説明をさせていただきますので5ページをお開きください。

当初2億8,863万8,000円でスタートいたしまして、その後補正の増額を行いまして、3億1,332万2,000円の予算をもって執行いたしました。



この主なものは議員報酬並びに職員人件費でございます。事務費的には、その一番右上に掲げております1,445万957円をもって執行いたしました。

この平成16年度は、合併から11月までの73名のマンモス議会で12名から13名で構成する6つの常任委員会、また予算審査特別委員会では常任委員会ごとの分科会を開くなど大変多くの日数を要しました。一般市議会議員選挙を執行後、12月から議員数は22の構成となり、初議会、人事案件から12月定例会、決算審査特別委員会など活発な議会活動が展開されました。実施内容につきましては、平成16年度における定例会4回、臨時会4回、当議会の活動は以下のとおりでございますが、これは標準様式によります統計上の資料として集めたものでございますが、つけ加えますと、6月定例会、テープ会議録の製本でございますが、246ページ、9月定例会241ページ、12月定例会204ページと臨時会4回合わせまして113ページの会議録の作成を行いました。予算審査特別委員会735ページ、決算審査特別委員会243ページ、合計9冊、1,782ページの調製を行ったものでございます。

次の6ページ、7ページ、8ページにつきましては、議会概要として活動の経過をあらわしたものです。ご一読いただきたいと思います。

それから最後に、8ページの後段に掲げておりますが、成果及び今後の課題でございますが、これはあくまでも事務的なものでございますけれども、会議録検索システムの運用開始、合併後から定例会、臨時会及び予算・決算審査特別委員会を登録・整備済みを行いまして、これにより市長を初め各部・各課長の発言検索、議員の発言検索が容易となりました。

2点目としましては、まだまだ研修会の機会は少のうございますが、県北3市議会合同による議会の機能強化と活性化についての研修を行い、一定の成果を上げたところでございます。

簡単でございますが、以上で報告にかえさせていただきます。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○渡辺委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもって、平成16年度安芸高田市一般会計並びに各特別会計決算の認定についての質疑を終結いたしました。

暫時休憩します。

この後、委員会のみで討論・採決を行います。

執行部の皆さん、大変ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後4時10分 休憩

午後4時10分 再開

~~~~~○~~~~~

- 渡辺委員長 再開いたします。  
これより一括討論に入ります。  
まず、本認定議案11件に対する反対討論の発言を許します。
- 岡田委員 委員長。
- 渡辺委員長 岡田委員。
- 岡田委員 一括ということですが、どれも大事な決算でございましたけども、この決算特別委員会におかれましても、いろんな角度から各委員が発言されましたように、旧6町の持ち寄りという決算になりました関係上、言葉で言えば、独特あるまちづくりが6町が合併したわけですから、それなりの特質はあったことは事実でございます。決算内容も、不明な点とまだ未解決の問題がどこの町にもあったかのように思いますが、どれもこれもそれは住民の生活に直結する決算でありましたから、大部分は私はよろしいんです。しかし、我が日本共産党員の私といたしましては、大事な面といたしましても、この監査委員が指摘されたように法的に適合かどうかと、そして計算はおおむね適当であると、このように評価されておるわけですが、これも私が言わんとするところも含んでいるんじゃないかというように私は思ったわけです。
- 1つは、合法的とありながらも、町によっては合法的であったでしょうというような決算もうかがわれますし、法律はなくなっても、やはりまたつけたという同和対策事業に関係する依然としてつくと、市長にもお伺いしましたけども、人権推進法の関係では私とは論が異なるという立場から、一般対策に移行すると言われますけども、これに限ってはまた誠意の、この残しておるところが決算の中身にもうたっておられる。部落解放同盟の運動団体にも、依然として旧態依然の活動方針が掲げられておるといふ面もありますので、いろんな理由がありますが、一番肝心なところはその点が賛成しかねないという立場から反対討論するものであります。
- 以上、終わります。
- 渡辺委員長 次に、本認定議案11件に対する賛成討論の発言を許します。  
ほかに討論はございませんか。
- 入本委員。
- 入本委員 着席でいいんですかね。
- 渡辺委員長 座ってください。
- 入本委員 当決算は、16年度は非常に執行部におきましては苦慮した予算書であったことは、決算を通じて我々も把握を得たわけでございますけど、決算の内容におきましては、成果並びに課題というものをこの決算委員会を通じて我々も追及し、執行部も前向きに検討するという回答を得ました。よって、16年度の予算につきましては、我々チェックした成果が出ておると思いますので、またおおむね予算執行において不適切な決算状況が見えなかったので、16年度決算に対して賛成するものでございます。

以上です。

○渡辺委員長 ほかにありますか。  
〔討論なし〕

○渡辺委員長 これをもって討論を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時12分 休憩

午後4時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○渡辺委員長 それでは再開いたします。

ここで付託を受けました議案11件について意見を付すべき事項があれば、ご意見をお願いします。

今の3件、青原委員の未収金滞納金の整理について努力をという、この文言は別ですが、そういうこと、亀岡委員さんの甲立中央線の早期解決に向けて最善を尽くせということ、それから明木委員の地域経済の活性化に努力せよという3件、内容は表現が悪いかもしれませんがそういった3件であったと思うんですが、このことについて付すべきかどうか、お諮りしてみたいと思います。1件ずつ。

まず、青原委員の滞納整理について、滞納未収等の。

全会計に通じてということで、青原委員の場合。

〔異議なし〕

○渡辺委員長 意見付しますね。

次、亀岡委員さんの意見について、今塚本委員からのご意見もあったわけですが、どうでしょうか。

○塚本委員 委員長。

○渡辺委員長 塚本委員。

○塚本委員 先ほどの委員長が3点の中で余りにも短く言葉を言われたので、そういう言葉についてでの早期改良を求めるということについては、別に私も異議ありませんけれども、その意見の付す言葉を十分考えていただければそれで結構です。

○亀岡委員 委員長。

○渡辺委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 非常に内容としてはさまざまな面が絡んでおるわけですね。ですから、どうしても我々議会も全然無関係ではおられんという立場やら含めてですね、私は言ってるのであって、そこは皆さんね、それは適当でないと思われりゃ、もうはっきりしておかれにゃあ、1対1の関係の場合もあるかもわからんですよね、当事者と。いつ起こり得るかわからんし。言いましたように昨年の6月には、6月だと私は思うんだが、文書もそれぞれ(あて)にしておるようなことなんでね。この議会というのは議論をする場なんで、遠慮も何もありませんので、私は私の考えに基づいて意見を言っておるのであって、しかもご承知のように、執行部とし

ては係争中の裁判の結果が出るのを待つと、待って対応をするというのは答弁に出ているんですよ。出ておるんで、そこもありますから、皆さん、ひとつ遠慮なしに自分の考えでさっさと対応されたいんじゃないですか。

○赤川委員 委員長。

○渡辺委員長 赤川委員。

○赤川委員 今亀岡委員さんが言われますように、きょうも執行部からいろいろと説明をですね、私らも初めて聞くようなことだったんですけども、いわゆる今係争中ということでございますので、私はこの件については付すべきでないというように思います。

○渡辺委員長 今付すべきでないというご意見もあるようでございますが、いかがなものございましょうか。

○入本委員 委員長。

○渡辺委員長 入本委員。

○入本委員 この件は、甲田の時代からの継続という形で、甲田議会でもこの問題は議論が上がったことも事実でございます。それで執行部も動いて、そうしてまだまだ話せば長い内容なんです。私も2時間ぐらい本人と話をしました。同僚の岡田委員もちょうど担当でしたので話しておられますけど、どちらにしても話を聞くところによってもですね、例えば例を言いますけど、5人おられたとしますよね。4人の人はもう納得してやっておられるんですよ。それで本人がいけん言うけえ、「それじゃ、本人、あんたは金が好きか」と言うたら、「そうじゃない、4人のことに対してわしは行動しよるんだ」と言われたら、4人の人は納得しておってのに、本人が納得しとらただけであってですね、「それじゃ、あんたは金が好きか」と言うたら、「いや、金じゃないんだ」と、「4人のことがあれじゃ」というふうな形ですね。

結局、説得するいうても、我々の議会で傍聴して、本人に聞いても、これは解決する問題ではないぞというのが、現地の甲田議会の結論であったように思うんです。それで結局は、「やはりもう裁判しかないですね」と私は個人的に話をするときも言うたんですよ。「裁判せんでもええんじゃ」というような言い方をしながら、ちんぷんかんぷんでね、この目的が見えてこないんですよ。その人の言われることがですね。だから、不合理じゃ言われるのは、自分から見たら不合理なんじゃけど、皆さんが地域でやっていることは合法的にやっておられるわけなんです。

そういう問題で、これはどちらかといえば、日本でも成田のなんかでも土地の問題で10年、20年と引っ張る、裁判になれば、なるべくなら裁判せずに和解しようと努力をされたわけなんです。結果的にこういう形だということは、やはり特殊事情があるという形で、これは付していただかない方が解決に向かうんじゃないかなというふうに思っております。

○渡辺委員長 付さないということですね。

○入本委員 付さないということ。

○渡辺委員長 皆さんにお諮りいたしたいと思いますが、どうでしょうか。  
見送るということで異議ございませんか。

〔異議なし〕

○渡辺委員長 じゃあ今回は見送るということが多数でございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

では3番目、明木委員の地域経済の活性化になお一層努力されるようにという、ちょっと端的な私の取りまとめになるかもしれませんが、そういうことについてはいかがでございますか。

山本委員。

○山本委員 非常に安芸高田市の経済効果を考えたときには、それは必要なことだろうとは思いますが、この決算特別委員会の中の市長の答弁を聞かせてもらう中で、やはり経常比率とか公債比率とか、そういう非常に厳しい状況ということもお話しされましたし、そして、まず合併をお互い6町がした中で、いろいろな継続事業をまず優先しなくてはならないという問題も抱えておられるというようなことから考えまして、やはり新規事業をどんどん提案していくということにやはり無理が来ると私は思いますので、まずやはり継続事業を確実にまずやっていただくということを優先してもらわないと、せっかくの合併協議会でいろいろ事業の建設計画をしたものに支障あるやに考えられると私は思いますので、今回はちょっとやはり状況を少し見るべきではないかと、こう思います。

そして、各町にいろいろ建設業界の業者もおられますけど、やはり現在の国の情勢を見ますと、やはりお互いが何とかして余力を高めて、自分の自己努力もされないと、今はとても自分の事業を拡張していくということには、もう今までの状況とは違いますので、やはりそういう点も各事業所も努力されて考えられるべきではなかろうかというような点も私は思っておりますので、今回はやはりこの問題は継続事業を優先するためにも、ちょっとこれを付せるということは私はよくないと、このように思います。

○入本委員 委員長。

○渡辺委員長 入本委員。

○入本委員 多分明木委員も、新規事業をせえと言っておられるんじゃないと思います。継続事業の上において地場産業をやってくれというのが、趣旨だろうと思うんです。各部長の中にも、地場産業の育成には十分配慮をしますという、入札1つにおいてもそういう答弁がありますし、市長もそういうことは。だから、私も一般質問をした中で入札という問題を上げた中に、継続事業においては地場産業の育成というのは、私はそういう意味で新規事業をして育成せえというのでなくて、継続事業の中で地場産業の育成をお願いしたいという意味で、私はそういう意見でお願いしたいと思います。

○渡辺委員長 杉原委員。

○杉原委員　私は山本委員と同感でありまして、この件についてはこれも見送ってもらいたいと思います。

○明木委員　委員長。

○渡辺委員長　明木委員。

○明木委員　今言うたように、新規事業をやれという話じゃないんですね。経済効果を出すためには、やはり地元・地場産業をですね、今入本委員が言われましたけど、育成していく。そのためには、やはり地元にどんどん公共事業的なものをですね、今ある範囲で出していく必要があると。市外の業者を使うんじゃないで、そういう方向で行くことが大事だと思われれます。確かにハードについては建設部、また産業振興部においてはソフト面の強化をしていただいていますね、また先ほども地元・地場産業を使えるためにどうすればいいか、法的なことも総務部の方でこれを検討するというものでありましたので、その辺を後押しすることも議会として必要だと思われれますので、その経済効果を図るためにもこの意見を付していただければと思います。

○渡辺委員長　意見がちょっと真っ二つに分かれておるんですが、分かれておると言いながら最終極論は同じに行くと思うんですが、ちょっと表現の問題であると思うんですが、要は私なりにまとめさせてもらえば、合併基本計画にある今継続事業を早期に解決せよと。それは地元の産業の振興のためにも、地元業者を優先してというようなことについておると思うんですが、ほかに、この件について。

塚本委員。

○塚本委員　今もその前にそれぞれの町村の入札状況が出ておりますけれども、それを見ましても、市長も既にそういう方向で行くということによっておられますし、現にそういう入札の状況を見ても、各町村で出た、例えば災害にしても、いろんなものにしても、できる範囲のものは指名入札でそこへもう出ていますので、そういう方向で物事は動いておるというふうに私は認識しておりますので、もう改めてそういうことを書く必要はないんじゃないかなというふうに思います。

○亀岡委員　委員長。

○渡辺委員長　亀岡委員。

○亀岡委員　16年度決算を見て、産業振興にしましても、地域活性化にしてもですね、このところをこういうふうにしてそれを盛んにしていけというような具体的な指摘ができるのならばですが、私はやっぱりそこまではなかなかいかない現状だと思うんですね。山本委員、杉原委員に同調して、私は付すべきではないと、こういうふうに思います。

○渡辺委員長　ただいま付すべきではないというご意見が4のように思いますし、付すというご意見が2かというふうにも思うんですが、いかが取り計らいましょうか。これ、多数決。

川角委員。

○川角委員　この意見を付すことについては、いろいろな考えがあろうと思うん

です。やはりここでは、今回は決算をあくまで精査したんよと、調査したということなので、そこにおいていろいろと質問は出たわけですね。大事なことが出ております。その中で、どうしてもこれは付さにはあ我々としても許せんよというのが残った場合に付すのが、やはりこの意見書につけるべきだろうと思うんです。その中で、ある程度の執行部の答弁が出て、そうしてある程度そこで納得したということになれば、あえてまだそれを付すということについては、これからもやはり考えにやいけんし、そこらは非常に大事なところじゃなからうかというふうに思います。

それで今言われた、個別的に言いますと、どのような文言でどのように整理するかということに大きな、付すか付さんかについてはあるかと思うんですね。その文言によれば付さにはやいけんかもわからず、そうでもないというような分かれ目が出てくると思うんですが、やはりそこらを十分考えてやって、私とすればそれは言うて、今からのまた計画もあります。執行部へ対してですね、予算審議もあると。そこらで十分言えるものは言うてということにせんとですね、非常にそのような取り上げると、不納額の問題も大きな問題があるわけです。ですが、それはこうこうでいうて説明をもらうてですね、私が質問したんですが、一応は納得したということで、そこで済ませたわけ。

ですから、大きな問題はいろいろあると思うんですが、そういうことでみんなが判断をして、どうするかということにいかんと、非常に具体的にこう上がってくると、いろいろなのがあるんじゃないかというふうに思うわけです。

以上です。

○渡辺委員長　ただいま川角委員のご意見もあったようでございますし、付さないという方のご意見が多いようでございますが、思いをつぶすということではなしに、これは次の予算の時期にでもしっかりと提言してもらうということで、決算としては付さないということではいかせてもらってよろしゅうございますか。

〔異議なし〕

○渡辺委員長　では、そのように取り計らわさせていただきます。

ただいまございましたが、付すべき意見ということにつきましては、青原委員からございました各会計についての滞納、あるいは収入未済額等について迅速に対応するようという、意味は簡単に言いようですが、そのようなことであろうというふうに理解をさせていただいて、このことについては一応決算上の課題ということで意見を付すということにさせていただいて、各会計ということでその課ごとには付さないということではよろしゅうございますか。

それでは、さよう取り扱わせていただきます。

それでは、これより採決を行います。

まず、認定第2号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 ただいまちょっと説明不足でございましたが、意見を付すというのは、これは各項を総括してでございますので、さようご理解いただきたいと思います。

起立多数でございます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第3号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第4号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第5号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第6号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第7号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第8号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第9号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数であります。



よって、認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決しました。  
続いて、認定第10号を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長

起立多数であります。

よって、認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決しました。  
続いて、認定第11号を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長

起立多数であります。

よって、認定第11号は原案のとおり認定すべきものと決しました。  
続いて、認定第12号を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長

起立多数であります。

よって、認定第12号は原案のとおり認定すべきものと決しました。  
以上で、本決算審査特別委員会に付託された認定第2号から認定第12号までの11件についての審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任いただきたいと思います  
ますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認め、さよう取り計らいます。  
以上をもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

~~~~~

午後 4時45分 閉会